

平成27年2月18日（第1日）  
開会 10時00分

○吉田議長

皆さん、おはようございます。

本日は、大勢の方が傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

それでは、ただいまの出席議員は全員であります。

よって、平成27年第1回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布をしているとおりであります。

これより、日程に入ります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本、定例会の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、4番 井上議員、5番 杉下議員を指名いたします。

次に入ります。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本、定例会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思います。これに、異議ございませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

次に入ります。

日程第3 「諸報告」に入ります。

小山組合長。

○小山組合長

おはようございます。

本日は、平成27年、第1回宗像地区事務組合議会定例会を開催しましたところ、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

定例会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本組合におきましては、平成24年から5年間の行政改革指針である、第2次宗像地区事務組合行財政改革大綱を策定し、合理的かつ効果的な組合運営を推進するための業務の再編に取り組んでいるところであります。

また、本組合の経営基本方針である、安全で安定的な経営を担う事務組合、効果的でスリムな経営を行う事務組合、関係市と緊密な連携を目指す事務組合の実現に向けて、職員一人ひとりが

事務組合の役割を再認識し、組合の主要財源である関係市負担金の抑制を図っていきたいと考えております。

それでは、本日の議案を簡単にご説明申し上げます。

第2号議案の「福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」ですが、当退職手当組合の構成団体が名称を変更したことに伴う規約の改正です。

第3号議案から第6号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計及び水道事業会計、以上4会計の平成26年度補正予算案を提出しております。

第7号議案から第11号議案については、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計、以上5会計の平成27年度予算案を提出しております。

それではここで、平成27年度予算編成方針から基本方針について申し上げます。

第1項目「行財政改革の断行」

第2項目「経常的経費の節減合理化」

第3項目「投資的経費の重点化と計画的実施」

第4項目「民間活力の積極的な導入」

第5項目「関係市負担金増高の抑制」

以上、5項目の基本方針に基づいて、全職員が現下の厳しい地方財政状況を十分に認識し、住民の安心、安全への強い期待に応えられるよう各種施策の質的向上と併せて、引き続き行財政の簡素化、効率化を推進することを基調として予算編成を行っております。

続きまして、予算の総額ですが、

一般会計の歳入歳出予算の総額は、16億2,525万1千円、急患センター事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、2億6,445万2千円、大島簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算は、2億5,246万2千円、本木水道事業特別会計の歳入歳出予算は、588万円となっております。

水道事業会計の全体事業費としては、53億1,985万円で、内、北九州市への水道事業包括委託業務に係る準備経費としては1億4,311万4千円となっております。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、今後とも、一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。以上です。

## ○吉田議長

次に入ります。

日程第4 「一般質問」を行います。

本定例会における一般質問の通告議員は2名です。

質問は一問一答方式で答弁を含め55分とし、自席にてお願いします。

最初に、3番、森田議員の質問を許します。

森田議員どうぞ。

## ○森田議員

皆さん、おはようございます。

私は、議席番号3番の森田卓也でございます。

今回初めて質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の質問は、一件、北九州市に水道事業包括委託する件についてであります。

水道事業の包括委託につきましては、平成26年の11月に北九州市と基本協定を締結しました。細部の協議にこれから入るわけですけども、これまでの経緯も含め、市民の皆さんのがん心がある水道技術の維持、継承、水道に関する工事や修理、今後の水道料金の見通しなどについて質問したいと思います。

### 1 全般について

- (1) 基本協定締結から平成28年4月業務委託開始までの予定について
- (2) 包括委託の業務の範囲と責任区分はどうなるのか
- (3) 委託期間はどの程度を予定しているか

### 2 水道技術育成、維持、継承について

- (1) 宗像地区事務組合の技術力を育成、維持、継承するための対策は
- (2) 宗像地区水道事業者の自立力を育成、維持、継承するための対策は

### 3 水道に関する工事や修理について

- (1) 水道事業を包括委託後の地元業者育成について

従来通りの地元発注割合を確保し、その割合を三年毎に見直すと説明があったが、見直しによって、宗像地区業者に対する発注予算が減るなど、業者に不利益が生じるようなことがないか

- (2) 資材の運搬について

宗像地区と北九州市では、現在資材の支給方法が違うが、どのような対策を考えているのか

- (3) 緊急時の対応について

緊急時において現地状況の把握、応急対応などの仕組みは

### 4 委託することによっての経費面での効果について

- (1) 委託することによる経費削減の内訳
- (2) 委託することによる新たな発生経費の内訳
- (3) 包括委託の全体経費について

それぞれ示していただきたいと思います。

### 5 今後の水道料金の見通しについて

水道料金は、包括委託によって、今後上がるのか、下がるのか

以上で一回目の質問を終わります。

## ○吉田議長

森田議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。

小山組合長

## ○小山組合長

昨年の議会勉強会及び全員協議会等で重複した回答になるかと思いますが、水道事業の包括業務委託の全体像について、ご回答をいたします。

(1) はじめに、平成28年4月業務委託開始までのスケジュールですが、11月7日「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に係る基本協定」を締結しました。その協定の第4条に「経費の負担」とありますが、準備経費については、事務組合の負担となっていますので、本日、平成27年度予算に計上しておりますので、ご審議いただいた後、平成27年度から業務委託を円滑に管理及び執行するため、4月から、本格的に北九州市へ事務の引き継ぎを行っていく予定です。

現在、詳細な業務調査や事務のながれの調査を行っていますが、それらをとりまとめ、規約の付随資料として、「事務の委託実施細則」いわゆる「仕様書」に相当する内容のものですが、その作成に入ります。

10月の議会定例会におきまして、「事務の委託の規約」を宗像地区事務組合議会と北九州市議会に議案として提出することになります。

「事務の委託の規約の議決」が、契約に代わるものということになります。その後は、平成28年2月議会で包括委託料の予算を提案し、主に、市民に向けての周知、指名登録に関する業者説明会、料金及び積算システム等の調整を行い、平成28年4月スタートに向け準備を進めていく予定でございます。

(2) 次に、包括委託の業務の範囲と責任の区分についてです。包括委託の業務範囲ですが、現在の施設課業務である水道技術管理者の行うべき業務「給水に関する業務、浄水場運転・整備、水道の管理に関する技術上の業務、導浄水送配水施設の維持管理等、建設改良工事の設計・監督」などがございますが、これらの業務プラス、「水道料金、手数料等の徴収に関する業務」等を委託します。

責任区分につきましては、施設課業務については、水道技術管理者を委託の中で設置していただきますので、北九州市の責任の範囲です。また、営業業務については、現在の料金係と委託先のジェネッツが行っている業務ですが、それらは、北九州市の営業課が管轄となります。

ただ、水道事業は、宗像地区事務組合が担っていますので、経営、計画、料金の決定、予算・決算の決定等は、事務組合の責任となります。

(3) 委託期間はどの程度予定しているのかということです。現在、事務組合を行っている、「浄水場運転管理業務委託」等、長期の業務委託契約は3年契約を基本としていますが、今回は、「事務の委託の規約」の議決を得ることが「契約行為」そのものとなります。

東京都と国分寺市の例で言いますと、「1年を期限とし、双方別段意思表示がない場合はさらに1年継続するものとし、以後この例による」となっていますので、同じような形を基本に考えています。

次に、「2水道技術育成、維持、継承について」のご質問ですが、(1)事務組合の技術力を育成、維持、継承するための対策については、平成27年度末で、プロパー職員は2人になることから、宗像・福津の派遣職員を中心に業務を行うことになります。両市の派遣職員は3年の派遣期間がありますので、水道、下水、土木等技術経験者が業務を繋いでいけるよう派遣のローテーションを考慮し、合わせて、両市及び事務組合の退職者の活用も含めて考えています。

また、北九州市と協議の中でも「北九州の水道技術力」をもって業務に臨むという点から、事務組合職員（派遣・プロパー）に対しても水道知識を広げていきたいという、指導的観点もあるので、そういう面の育成も可能となります。

（2）次に、宗像地区水道事業者の技術力を育成、維持、継承するための対策としては、まずは、宗像地区内の管工事のレベルを上げ、均等にすることです。そのことにより、宗像地域の業者が受注の機会を多く得ることが可能となります。また、工事発注割合を宗像5割、北九州5割にすることで、地元事業者の育成に繋げます。設計・コンサルタント業務については、地元業者を優先に発注を行っていきます。

次に、「3水道に関する工事や修理について」のご質問ですが、まず、（1）水道事業包括委託後の地元当事業者育成について、包括業務委託後の業者選定方法は、その発注金額割合を宗像地区5割、その他の地区5割とすることとしております。この割合については、平成23年度から平成25年度までの過去3年間の実績に基づくものです。3年ごとに見直しは行いますが、雇用の確保や地域経済の活性化を目的とした地元業者の積極的活用に変更ありません。

（2）資材の運搬についてであります。現在、事務組合が発注している配水管工事は、管材料費を含めて入札を行い、落札事業者にて購入する方式ですが、包括委託以降は管材料のうちタグタイル錆鉄管及び関連の材料は、配水管工事から除き、事務組合が入札により購入し、支給する方法を考えています。工事ごとの支給材は落札業者が事務組合資材倉庫（多礼浄水場内）に取りに来ることになり、運搬に係る経費は設計に反映されることになります。

（3）緊急時の対応についてであります。現在の緊急時における現地状況把握及び緊急工事とほとんどお変わりません。初期対応及び緊急工事は宗像管工事協同組合及び福津市3管工事協同組合に随意契約で委託し、緊急時の現地状況把握及び緊急工事については、従来通りに対応していく予定です。

ただし、包括委託以降は緊急時の初期対応及び緊急工事等について4つの管工事協同組合に対して窓口を一本化するように要望を出しています。

次に、「4委託することによって、経費の面での効果について」ですが、委託することによる経費削減の内訳について、平成24年度実績を基に積算した場合、人件費1,700万円、支給材の共同購入による効果として、6,900万円、薬品の共同購入で800万円、メーター購入方式の見直しで100万円、修繕のセット単価方式で400万円、合計9,900万円ほど見込んでいます。（2）の委託することによる新たな発生経費の内訳については、前段で申し上げましたように、基本協定第4条のかかる包括委託前の引き継ぎの準備経費として、引き継ぎのための人件費、システムの改修経費、支給材倉庫整備費等、合計で1億3千万円です。これは、今回、平成27年度予算に計上させていただいております。

平成28年度から北九州市への委託費にかかる事務費としては、平成24年度の実績をもとに、積算した場合は、約7,600万円となっています。

（3）包括委託の全体経費についてであります。これまで、平成24年度事業実績により積算した金額に事務費を加え、概ね、約26億円程度と説明をしておりました。平成25年度決算を基に積算した結果、4条工事費を除いたところでは、概ね11億円規模となりました。

次に、「5今後の水道料金の見通しについて」ですが、（1）「水道料金は、包括委託によつて、今後上がるのか、下がるのか。」とのご質問でございますが、水道料金につきましては、平

成22年4月の宗像・福津両市の末端給水事業統合後、平成24年に7.66%値下げの料金改定を行っております。

この改定につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間を算定期間としており、その中では、料金は現状維持としております。

昨年8月の事務組合議会勉強会におきまして、水道事業の施設整備計画及び財政計画につきましては、平成27年度に策定するとの回答させていただきました。

平成29年度から平成33年度までの次期水道料金の算定につきましては、包括業務委託を含め、経費の削減を図り、最低でも水道料金の現状維持を図っていきたいと考えております。

#### ○吉田議長

森田議員。

#### ○森田議員

はい、ありがとうございました。

では、項目ごとに何点か質問を続けたいと思います。

まず、全般について、先ほどの御説明では、包括委託の契約については、今年の10月に「事務の委託の規約」を北九州市議会と宗像市地区事務組合が議決すれば、契約となることでしたけれども、福津・宗像両市議会には、図る必要はないのですか。

#### ○吉田議長

安部次長。

#### ○安部次長

次長兼総務課長の安部です。よろしくお願いします。

この事務の委託の規約とは、契約に当たるものです。

この契約の締結につきましては、今回事務の委託という規定が、地方自治法の第252条の14という規定の中で定められた事務の委託の規約の締結となります。

そこで定められた手続につきましては、このような契約を結ぶお互い両市議会で締結をするとなっております。

ですから先ほど説明いたしましたように、宗像地区事務組合と北九州市の議決のみでこれが成立するので、宗像市議会と福津市議会の議決は、今回の場合はいらないということです。以上です。

#### ○吉田議長

森田議員。

#### ○森田議員

次に、包括委託の業務範囲ですが、契約事務について確認しますが、全員協議会の説明では、工事業務等（4条予算）に伴う契約事務は、宗像地区事務組合で、営業業務（3条予算）に伴う

契約事務は、北九州市に包括委託することですが、4条予算の契約事務については、引き続き宗像地区事務組合で行うということでよろしいのでしょうか。

○吉田議長

花田局長。

○花田事務局長

事務局長の花田でございます。よろしくお願ひいたします。

議員お尋ねの4条予算の契約事務の関係です。4条予算、資本的支出、いわゆる施設の更新工事関係は、業者選定、指名委員会ですが、指名委員会につきまして私ども事務組合で所管をして、業者の選定をしたいと考えております。

先ほど組合長から説明させていただきましたように、宗像地区の業者の約5割、また、他の地区について約5割という形で、3年間で実績に基づきまして、割合を決めさせていただきましたが、この数字につきましては、北九州市と締結する覚書等によりまして、きちんと明示をして、確保に努めたいと思っています。以上です。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

次に、委託期間は、1年間ということですが、この1年間の委託期間に、委託の評価・検討といったものが必要になるのではないかと考えますが、1年間、委託している間の包括委託の評価・検討等はどのような形で行う予定でしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

はい、安部でございます。

通常、事務組合の方ではいろんな業務を行っており、毎年、評価を実施しております。

まず内部で前年度の事業実績をもとにいろいろな評価を行いますが、その評価をもとに、次の年の実施計画を策定しまして、予算編成というPDS、いわゆる経営サイクルで事務組合の事業を行っております。

この包括委託につきましても、同様に事務組合の中で、内部での評価を行い、それに基づいて、次の年予算編成をどうするかとあわせて、事業計画等もありますので、計画に基づいてどうするかを定めていきたいと、それとあわせて、両市の予算、財政、企画部門とかとの予算の調整等も出てきますので、評価をあわせて一緒にやっていきながら、毎年の事業をまわしていきたいと考えています。以上でございます。

## ○吉田議長

森田議員。

## ○森田議員

はい。次に、宗像地区事務組合の技術の継承について、お伺したいのですが、今ポイントは、ここにあるのではないかと考えています。

といいますのは、包括委託前は、水道事業の技術的業務が中心で、今回これができなくなるから包括委託すると思うのですが、今後、直接的な水づくりは、北九州市に依存することになり、宗像地区事務組合における人材育成及び技術の継承は、その技術上の業務が、適正・適切に履行されているかを確認できる、あるいは確認する能力が事務組合に求められるのではないかと考えています。したがって、それを実現できる人材の育成、及び技術の継承が宗像地区事務組合に求められることになり、担当する職員の技術研修や資質向上のための対応が必要になると思いますが、この点はいかがでしょうか。

## ○吉田議長

安部次長。

## ○安部次長

はい。職員の能力の育成は、お尋ねでございます技術、水道事業の運営に当たる技術部分については、今回の包括委託ということで北九州市の技術者の方にお願いすることになります。

もう一つ残る契約とか、今から先は事業計画とか、経営的なことも、当方事務組合の方でまわしていきますので、そこで必要になる、水道技術者の育成ということで申し上げますと、ひとつは、育成手法の一つであるOJTで、事業と一緒に先輩としながら、いろんな技術・知識を身につけていきます。

専門的なことについては、北九州市が水道事業技術者の養成プログラムを持っておりますし、あるいは本組合も、会員であります日本水道協会及び全国水道企業団協議会等いろいろな技術のプログラムを持っておりますので、そのような研修プログラムを活用しながら、ノウハウの技術を身につけて、言われた経営的なところで専門性を高めていきたいと考えております。

## ○吉田議長

森田議員。

## ○森田議員

今の説明では、水道技術者について北九州市に委託をすることだと思うのですが、そうなると、技術料、委託料を一方的に北九州の方からつり上げられるのではないかと心配しますが、その点は大丈夫ですか。

## ○吉田議長

花田局長。

## ○花田事務局長

委託料が北九州の方から一方的に上げられてしまうのではないかというお尋ねでございますが、確かに私ども北九州に包括をさせていただきますが、組合職員の能力の育成を図っていきます。

委託料については、水道事業計画を私ども事務組合が作成します。

事業計画に基づきまして、北九州市が設計・積算を行うために、積算の根拠は私どもと一緒になって予算の計上をする形になります。

その予算については、内部で経営担当が査定をして、その後に両市の財政課長、係長とヒアリングを行って経営会議に、議会に提示することになります。

私どもへ北九州市が一方的に委託料を上げるというようなことはなくて、あくまでも私どもの主導のもとに予算の制限はかけられると考えています。以上でございます。

## ○吉田議長

森田議員。

## ○森田議員

次に、宗像地区水道事業者の技術力の育成・維持についてですが、これは市民インフラを守る視点、そして防災的視点、域内経済の循環という視点からも非常に重要なことだと思います。

発注割合を宗像地区 50%、その他の地区 50%を確保することですが、その仕組みについてもう一度御説明をお願いします。

## ○吉田議長

谷口施設課長。

## ○谷口施設課長

施設課長の谷口です。

発注割合の 5割については、平成 23 年度から平成 25 年度の過去 3カ年の実績を参考にして、事業費の約 5割程度を地元事業者さんに発注指名すると考えております。

指名発注と入札の権限は事務組合にありますので、5割確保は守れると思います。

そして、地元事業者さんの技術力の向上を目的としております。

また、漏水修理等は、宗像地区の管工事事業者を優先にお願いすることを考えており、ただ条件としましては、窓口一本化と、24時間対応をとっていただくということを、地元業者さんにお願いしております。以上です。

## ○吉田議長

森田議員。

## ○森田議員

わかりました。頑張る地元業者さんが増えれば、50% : 50%は枠であっても、今後もさら

に仕事が増えるということもあり得ると解釈してよろしいでしょうか。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

そのように解釈をして頂いて良いです。例えば、技術力が向上し、100%取りたいので枠を外して、全部を混合にさせてくれという地元の業者さんの要望があれば当然、そのようなことも考えていくようになると思いますし、逆に技術力の向上が遅れて待ってくれというような相談があれば、また相談に乗って、進めていきたいと思います。以上です。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

この点については、期間になってそれから地元企業の雇用悪化の問題も含めますので、水道事業者のさらなる技術力の向上、育成を継続されるように要望いたします。

次に、資材の運搬についてですが、一部資材を除き、資材の支給方法については、北九州市が今現在行っている資材支給方式、今、先ほどの説明では、宗像地区事務組合の場合は、多礼浄水場内に資材倉庫を整備して、そこに業者が取りに来る支給方式にするということですが、この支給方式に合わせた理由は何でしょうか。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

施設課長谷口です。これは北九州が受託することになりますので、これまで北九州が行っている支給材方式で設計・積算を行うため、採用しております。

大量購入すれば当然メリットもあるし、地元業者への説明会では直近の入札の内訳書を持って、業者が例えば900数万円で材料購入しますというチラシをいただいているのを事務組合の積算すれば、700数十万しか金額は出ていませんと、当然、支給材のほうがメリットの出る業者もいるのではないかという説明を行っております。

ただそのときに、業者の方の問題点としては、運搬費なんかが増えるので、その点はどうなっているのかという点について質問がありました。

それについては当然、設計見る範囲、運搬費等は計上しますからと回答しております。

ただ、クレーン等、積み込むときの重機関係の分については、今の設計の歩掛上は、共通仮設費というのに一括で入っていますので、そこはメリットとしてみることができないという説明はしています。

ただ最近補助からの通達なんか見ると、できる限り、積み上げ経費は、計上してみる方向で行

ってくださいということで来ていますので、それがクレーンとか単品をみられるようになるかは検証していくながら、できるだけ設計に反映できる分については当然積み上げて、入札を実施したいと思っています。以上です。

#### ○吉田議長

森田委員。

#### ○森田議員

ただし、これは要望ですけども、先ほどの資材支給方法に変更なることで地元業者が、経費増加や作業が煩雑になるようなことも予想されますので、ぜひ、資材支給制度を採用した場合のルールについては、いま1度、地元業者の要望を検討されるようにお願いしたいと思います。

次に、緊急時の対応についてですが、これについては非常に大切なことだと思っております。

まず、この際に、状況は確認し、処理の適切な判断を下すのが水道技術者ではないかと考えていますが、緊急時に素早く対応してもらうためには、水道技術管理者の勤務場所はこの宗像地区事務組合内がいいと、それから、地理的にも宗像に詳しい人の方がよろしいのではないかと考えます。その点についてはいかがお考えでしょうか。

#### ○吉田議長

谷口施設課長。

#### ○谷口施設課長

緊急時の対応については、今までどおりにできると考えております。

勉強会等で災害時対策のマニュアル、一覧表等もお見せして説明しましたが、現在の施設課の部分が北九州に置き変わるということで、大規模な災害なれば当然、事務組合の総務、管理が残っていますので、当然そこと相談しながらやっていくこと自体変わりませんので、緊急時の遅れが出るのではということは問題なく、できるという回答にさせていただきます。

それと、水道技術管理者ですが、法的に水道を北九州が受けた場合に、責任者としては、現在の水道部長が北九州の水道技術管理者をしていますので、そこが法的な責任という形になります。

ただ、ここの例えは宗像出張所をそういうところには当然、水道技術管理者の資格のある方で十分対応できる方が配置されるのではないかと思っております。

それと、職員が北九州から全員来るようなイメージでもってあると思いますけど、現実、宗像・福津から通っている、職員、またO Bもいまして、私の知る限り、北九州の水道の要職にあったO Bなども地元におられますし、北福の緊急連絡管で大きな管口径1メーターぐらいの管を敷設して作業をした責任者、そういう方は全部がその宗像・福津関係で、十分地域的にも熟知されている方も向こうの上下水道局におられますし、そういうところを含んで十分、人員配置がされると考えております。

#### ○吉田議長

森田議員。

○森田議員

わかりました。それでは、次経費につきまして委託することによる経費面の効果につきましては、全員協議会で説明がありましたので、割愛します。全体経費ですが、先ほど、11億円規模と説明がありましたが、この内訳、詳しくわかりましたらご説明願います。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

実はこの経費でございますが、平成24年度の決算ベースで最初に16億円程度ということで8月の勉強会の折でございますが、そういった試算を申し上げた。

このときには4条予算以外の施設の更新費用を資本的な資質の施設の更新費用も、含めて試算をしておりました。

北九州市の方に委託するような形で試算していましたが、先ほどから申し上げますように、入札や契約等という経営的な部分は残しています。

こちらで持っておりますので、契約は今までどおり、工事の契約は事務組合長と業者との契約になります。

ですから、その部分は今回外させていただいて、経費の算定をしたところ、北九州市の職員のお願いする人件費とか、3条に係る事務費的なものとか、そういった本当にざっくりした概算ですが、11億程度という規模、それぐらいの規模で委託をお願いするようなことになるだろうと、今の段階では考えております。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

わかりました。最後に水道料金の見通しについて、これは要望ですけども、先ほどの説明では、平成24年度に値下げした水準で今後も5年間、維持できるのではないかということでございます。

水道料金につきましては、市民の皆様が1番関心あることですから、引き続き、この水道料金の見通しについては、しっかりと市民の皆様に説明していただくようにお願いしたいと思います。

最後に、これから宗像地区の水道事業は、給水人口の減少や、節水機器の普及等により、料金収入が減少し、それから施設の老朽化対策などで厳しい経営が予想されますが、この包括業務委託により、業務の効率化を進め、あわせて地元業者の育成なども引き続き、しっかりと行っていただいて、安くてより安全・安心な水道事業を継続していただきますように要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○吉田議長

これで森田議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時ちょうどといたします。

## 《 休 憇 》

### ○吉田議長

この一般質問は55分としておりますが、その中で、3分前に、予鈴を流しますので、よろしくお願ひいたします。

次に、11番末吉議員の質問を許します。

末吉議員どうぞ。

### ○末吉議員

おはようございます。11番議員の末吉孝でございます。

昨年11月7日に本事務組合と北九州市との間で、水道事業包括業務委託に関する基本協定が締結されました。水道事業包括業務委託の問題では、本議会において昨年8月から全員協議会の場で3回の「勉強会」が開催されたものの、水道事業の根幹にかかる事項等について十分な論議や疑問の解決がされたと言いたいと言えます。

特に、昨年11月7日にありました臨時議会の中でも、本基本協定そのものが、今後、確かに予算が伴わないものの委託の相手先として北九州市を指すと、極めて債務負担行為に当たると基本協定結ぶ場合でも議会のしっかりと同意、あるいは合意が必要ではないかと主張したところです。

そのような中で基本協定を急いで締結されたということは、本事務組合議会の軽視だと言わざるを得ないと考えております。

今回の一般質問では、水道事業包括業務委託に関するいくつかの疑問点について質問したいと思います。

まず1点目は、先ほど森田議員からも質問項目の中に入っていましたが、「1 技術の継承の問題」であります。

(1) として、包括業務委託を選択する最大の目的が「技術の継承が困難である」ことが最大の問題提起、課題として、今回浮かび上がってきました。

このこと自体は、両市の水道事業を合併するに当たって、プロパー職員は補充しない、採用しないということを前提に合併していますので、このなかにも両市から職員を派遣して技術力の継承に努めることが大前提だったはずです。

今回提起されている技術の継承が困難であるのは、今まで長年水道事業を行ってきた水道企業団からのプロパー職員が定年を迎えていなくなり困難であると、つまりプロパー職員による技術の継承が困難であるという方に読みかえることができるのではないかと思います。

そういう意味では、宗像市も福津市も合併する以前の平成21年度までは、それぞれ水道事業、受給水も含めて、水道事業を長年にわたって行ってきたわけですから、それぞれの技術職員について抱えています。

ここで技術の継承が困難であるとしていますが、その根拠は、何を指して言うのかというのが（1）です。

（2）は、宗像・福津両市の水道事業統合に関して、プロパー職員補充無しが既に決められたと思いますが、それに対応するためにはどのような方針で、これまで事務組合として臨んできたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、（3）は、これまで水道事業を行ってきた宗像・福津両市の水道事業にかかわる技術力と水道技術を担う人材の評価はどのような評価をされているのかということをお伺いしたい。

（4）は、技術の継承するため困難だから継承するために、今回、北九州市に対して包括業務委託をやるのだと、選択したのだという結果になっているわけですが、それ以外の選択は、本当に検討したのか、どのような選択肢の検討が論議されたのかということをお聞きしたいと思います。

2点目の問題です。民間業務委託の問題であります。

本事務組合では、既に行財政改革経費の削減等含めて水道料金の徴収業務、あるいは水質の検査業務、あるいは浄水場の運転管理業務と、既に民間に委託をしているところであります。

これについては全国的にもかなり早い段階で、民間の活力を導入するということを進められてきたわけでありますが、既に民間に業務委託している部門についても今回、包括業務委託の中に入れた理由は何かということが2点目です。事務組合との大既に今、民間に業務委託している部分は、事務組合との間の直接委託です。予算書を見てわかります。

ところが、包括業務委託になりますと、北九州市に委託するわけですね。

そうすると、北九州市は民間業者と直接契約するのではなく、おそらく北九州の上下水道協会と行い、また民間と行うのは、複数の段階を経て契約をすることだと十分想定できます。そうしたときに、当然、業務というのは、管理費が発生しますから、複数の段階を経るほど、直接行うスリムな委託形態ではなくなるのです。

経費の軽減となるのか、委託料が中間経費でとられて下がっていくとすれば、直接な業務へのサービス業に影響していくのではないかを危惧します。

この経費の軽減となるのかという点が2点目。

3点目は、既に民間の業者さんに委託している業務に支障が生じた場合、この業務命令の出し方ですが、先ほどの森田議員への答弁でも水道事業については水道管理者を北九州市さんに置いてもらうということです。事務組合は組合長、副組合長で、水道事業については、水道管理者が北九州市さんの雇用された方です。水道管理者との関係では直接契約ではないですから、業務命令はどうなるのか。

水道管理者から、例えば、委託を受けている上下水道協会から発注されて業務委託を受けている民間の徴収部門などの業務運営はどのようになるのか。そのようなことを考えていきますと、不測の事態が起きたとき、即応性のある業務命令系統が非常に複雑になってくるわけです。どのような検討をされているのかをお聞きしたい。

そのような中、特に民間業務委託の中で、先ほどの森田議員の中からも質問がありました、地元の業者さんに工事を発注して、宗像地区の事務組合の予算については地元でまわしていくと、これが地内還元です。

これが地場育成の考え方だと思いますが、先ほどの答弁では、管工事関係で北九州市と地元で

50%50%の割合だと、それは平成23年から3年間の実績を踏まえて、そういう割合を設定したと言われています。

確かに、過年度の実績いわゆる発注総事業費の内訳を施設課長は言われたのだろうと思いますが、考えてみると、地元の管工事業者さんでできない分野は当然あります。

昨年、本議会にも提案されました、畠町の貯水池築造工事は、大規模な土木工事を含んでいますから、地元の業者さんは、ランクから入れないし、技術的な面からも入れないと、PS等の工法もありますから、そういう発注事業費も含まれた中での発注割合だと思います。

今地元の業者さんが1番心配しているのは、指名さえも入れない発注事業を除いた中の総発注事業は、極端にいったら、それは地元でできるから、基本的には地元が100%受けてもいいわけですよ。地場企業育成という立場から言うと。そういう考えに立ったときにどれだけの比率なるのかということを明確に示さないと。ただ、宗像地区事務組合が発注する総事業費の50%というになりますと、地元の業者さんが加われない事業の比率が例えば、年度を大きくなったりすると、事業を受け入れる事業そのものが縮小するということになり、そういう観点から、やはり整理する必要があるのではないかという点をお聞きしたいと思います。

大きな3点目は、水道事業の今後の財政見通しですが、事務組合の水道事業については、今後、経常経費が軽減されていく方向で、水道料金が下がっていくだろうと、いうことは、一度私ども議員に示されました経常経費等いわゆる受水費の一覧表の中でも、受水費単価が確実に将来下がっていくということが示されたわけです。

先ほど組合長は何とか維持したいという答弁に留まりましたけども、経常経費、当然平成50年、平成38年の段階でも、今償還予定しています、組合債残高ですね、これはもう一桁台に、大きく、10何億軽減されているわけですから、当然この事務組合としても、将来的な経常経費の軽減というのが想定されてくるわけです。

そういうふうに考えたときに、今回、事務組合として、その包括委託をした場合としない場合は、水道料金の今後の見通しというのをどのように考えておられるのか、これは3番目のときに一緒に答弁していただきたいと思いますが、3点目は、市民にこの前チラシを出されておりました。事務組合として、あたかも包括委託が、もう決まったかのようなチラシの中身をみても分からないと、市民に対しては、どういうメリットがあるのかということも私ども随分質問を受けました。

包括業務委託の説明を市民にする上で、今後の水道料金の問題をこういう経営の節減ができるので、水道料金にはね返ることができますという説明を含めないと市民の皆さんには、納得できないと思うわけでありますが、個別の問題については、御答弁があった中でやりとりをしていきたいと思います。

1回目の質問は以上です。

## ○吉田議長

末吉議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。

小山組合長。

## ○小山組合長

森田議員への回答と同じように昨年の勉強会及び全員協議会の説明と重複いたしますが、まず「1番目の技術の継承について」であります。

(1) 番目の包括業務委託を選択する最大の目的が、「技術の継承が困難である」としているが、その根拠はどのようなものかというご質問ですが、平成11年度から18年度にかけ、両市の行財政改革が行われる中、その一環として、一部事務組合の統合についての検討を行いました。

その中で、統合後は、消防除く一部事務組合職員の採用は行わないことや、退職者を不補充とすることを両市において決定しております。

平成19年、一部事務組合統合後に水道広域化の協議を始め、宗像地区の水道事業を統合し、当時厚生労働省が打ち出した「水道事業の第三者委託等」の検討を行うこととしました。

平成22年の水道事業統合により当組合が水道事業を引き継ぐことになりましたが、事務組合職員の退職者不補充、派遣職員の派遣期間が原則3年、両市に水道関係部署がなくなった事による水道技術職員の育成ができない等の理由で、水道事業の水道技術の継承が困難となりました。

(2) 番目の「宗像・福津両市の水道事業統合に際して、プロパー職員不補充の方針が既に決められていたと思うが、それに対処するためにどのような方針で臨んできたか。」というご質問ですが、主には、宗像市及び福津市職員の派遣職員及び水道経験のある退職者等による運営と外部委託の実施です。関係市との水道事業を統合協議の中で、将来的には水道事業の外部委託を検討することがあがっています。また、事務組合定員適正化計画の中でも委託実施については、プロパー職員の大量退職の前の平成26年度から実施することが望ましいとしました。平成23年度、水道運営審議会委員の意見を広く取り入れ作成した、「事務組合水道ビジョン2020」の中で、第三者委託等の民間活用の導入等、経営基盤の強化を図ることとしました。

(3) 番目の「これまで水道事業を行ってきた宗像・福津両市の水道事業に係る技術力と水道技術を担う人材の評価はどのようなものか。」というご質問ですが、平成21年度まではそれまでの両市において、水道事業は行われていたことから水道経験者の技術力は問題なく、評価に値すると考えています。水道事業統合後、両市の水道経験者を事務組合に派遣してきましたが、職員労働組合との協定等により、派遣期限は原則3年ということで、これまで派遣を行ってきました。また、先ほど森田議員のご質問中でも回答いたしましたが、水道含む、下水、土木等技術経験者が業務をつないでいくことも考えており、技術力自体に問題はありません。ただ、先ほど申し上げましたように、水道関係部署がなくなることから水道技術の継承は困難な状況にはあります。

(4) 番目の「技術を継承するために、包括業務委託を選択したわけだが、それ以外の検討はどのようにされたのか」というご質問ですが、平成23年度に、厚生労働省の第三者委託について、委託方法や委託の範囲の検討を行い、並行して平成23年10月に北九州市と技術協力の協定を締結し、その中で「広域連携の推進」について協議をはじめています。

また、平成24年度に、水道事業包括業務委託を実施している群馬県太田市の状況等を調査するため、議会等の研修を実施しております。

平成25年度は、PM（プログラムマネジメント）制度について、事業者と共同研究を行いました。この制度は、経営の強化という面で、企画経営部分を民間と共同して行う方法等ですが、委託の経営をどうしていくかという視点から、民間事業者から共同研究の申し入れがあり、検討を行いました。実際に実施している南三陸町にも出向き、議員等研修を実施しています。

次に、「2 民間業務委託について」です。（1）番目の「既に民間に業務委託している部門についても、包括業務委託の中に入れた理由は。」というご質問ですが、複数件数の契約を行い、個別に民間委託を行うよりも、水道業務をとりまとめ、一つのものに包括的に委託を行った方が、経費が削減でき、効率的かつ一元的に管理ができるものと考えております。

水道法第7条第1号に「水道施設の全部または一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあっては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一つの者に委託するものであること。」と定められております。これは、水道施設の管理に関する技術上の業務について、法の罰則等が受託者に適用されることから、何らかの大問題が生じた場合にそれが該当委託業務により生じたものか、他の業務から生じたものか明確に判断される必要があります。このため、技術用の観点から一体として行わなければならない業務について、ある一部の業務のみを委託又は、複数の事業者に分割して委託することはできないとされています。

例としましては、浄水場の運転管理、水質検査業務は関連性があり、同一の委託先である必要があると考えています。

（2）番目の「事務組合と直接契約から、北九州市、上下水道協会という複数の段階を経ての契約となるが、経費の軽減となるのか。」というご質問についてです。

現在のところ、北九州市上下水道局が直接行う業務と北九州市上下水道協会で、再委託する業務が考えられます。当組合が契約を行うのは、あくまでも北九州市との契約で、現在の経費に事務費のみが加算されます。事務費の積算根拠は日本水道協会の積算要領によるもので、それ以上の経費の加算はありません。

（3）番目の「業務に支障が生じた場合、業務命令の段階が複雑になるほど即応性が損なわれると思うがどうか。」というご質問ですが、今までどおり、水道事業管理者の元で、指揮命令を行います。

業務は、多礼浄水場の管理本館の中で行うので、常に情報の共有ができますし、緊急時の対応は、事務組合及び地元管工事組合等が今まで通り行い、これまでの体制に加え、北九州市上下水道局と連携し対応するので、何ら心配はないと考えております。

次に、「3 水道事業の財政見通しについて」ですが、（1）番目の「事務組合の水道事業については、今後、経常経費が軽減されている方向の中で、水道料金をどのように見通しているのか。」というご質問ですが、先ほど、森田議員へもお答えしましたように、水道料金につきましては、平成22年4月の宗像・福津両市の末端給水事業統合後、平成24年に7.66%値下げの料金改定を行っております。

この改定につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間を算定期間としており、その中では、料金は、現状維持しております。

昨年8月の事務組合議会勉強会におきまして、水道事業の施設整備計画及び財政計画につきましては、平成27年度に策定するとの回答をさせていただきました。

平成29年度から平成33年度までの次期水道料金の算定につきましては、包括業務委託を含め、経費の削減を図り、最低でも水道料金の現状維持を図っていきたいと考えております。

（2）番目の「包括する委託をした場合と、しなかった場合のシミュレーションを今検討したのか。」というご質問ですが、先ほど、森田議員へもお答えしましたように昨年8月の事務組合議会の勉強会におきまして、包括業務委託によるメリットとして、経費面の効果が、平成24年

度実績で年間約2,300万円発生すると説明をさせていただきました。

この経費面の効果を平成25年度決算実績で試算してみると、年間約2千万円程度の効果が見込めます。

(3) 番目の「市民に包括業務委託の説明を行う上で、今後の水道料金の問題を抜きに説明できないと思うがどうか。」というご質問ですが、宗像地区の水道事業は今後、人口の減少、節水機器の普及等による料金収入の減少及び、老朽化施設の更新費用の増加等により、水道料金の値上げが予測されますが、この包括業務委託により、コストの削減や料金の抑制を図っています。

#### ○吉田議長

末吉議員が通告書の中に4番を明記されていましたが、質問を忘れていましたので、2回目のあとにお願いします。

#### ○末吉議員

申し訳ありません。2回目出させていただきます。

もう時間も長くはありませんので問題をちょっと整理いたします。

#### ○吉田議長

4点目はいたしませんか。

#### ○末吉議員

整理した後、最後にいたします。

今回の水道事業の包括業務委託の最大の理由が、技術の継承が困難だということを強調されました。プラス包括委託する場合こういうメリットがあると組合長が言われて、年間約2,300万円等の経費削減があるといわれました。

後ほど言及しますけども、技術の継承が困難であるということが、本当なのかということを整理したいと思います。

まず、組合長、副組合長は、福津市市長あるいは宗像市市長として、そういうそれぞれの自治体で業務をされているわけですが、両市で団塊の世代の方が退職されていく中で、技術職員の不足、技術職員を育成しなければならないという課題は、近々の問題として問題にならなかつたのでしょうか。まずそれをお聞きします。

#### ○吉田議長

谷井副組合長。

#### ○谷井副組合長

確かに技術者の継承問題は、先ほど組合長が答弁したとおりですけれども、それからもう一つ、これは経営の安定化、別の言葉でいいますと合理化です。

一部事務組合になって、19年からは先ほど経過をのべました。当然、プロパー職員を採用しないとかありました。宗像市は、技術力を持った技術職員は最低の職員数ぐらい養成してあり

ます。行政職を採用しています。

#### ○小山組合長

福津市長として答弁をさせていただきますと、福津市はまだ、下水道工事等の途中でございまして、市内全域に下水道が通っておりませんので、下水道に関する、あるいは下水道建設に関する職員は採用を欠かすことができないということはいえます。

#### ○吉田議長

末吉議員。

#### ○末吉議員

例えば、私もこの問題、代表質問で取り上げたことがありまして、宗像市の建設部長は、技術職員が確かにあと10年は何とかぎりぎり持ちこたえることができるけども、15年後はもう深刻になりますという答弁を実際してきています。

それで、今、組合長も言われていますが、福津市にしても下水道事業やっています。

そうすると、下水道の布設と水道管の布設替を合わせて同時にやっていくほうが合理的だし、また事務組合としても福津市さんに、今は、布設替について業務委託をしていると思います。

その中で、やはり、職員は、鍛えられていくというか、両市にとっても、この水道事業に派遣でも今の3年ローテーションでもいいですから、それにかかわっていくということは、両市の職員を育成、あるいは継承していくことにつながっていきます。

ところが、この水道事業部門をそのまま北九州市に包括委託してしまうと、その技術の継承ができない。私は、勉強会に執行部からもらった資料の中に、執行部がデメリット課題として、委託した業務に関する技術のノウハウは、水道事業者側には蓄積されませんと、昨年の7月16日に配布された資料の中に記載されています。

その前に、平成24年1月に出された宗像地区事務組合事務部門定員適正化計画、この報告書も議員の皆さんにはいただいていましたが、この中に確かに「民間にできることは民間でとあり、第三者委託も視野に入れた検討もしていかなければいけないだろう」と言っています。「これにプロパー職員の退職をとらえて、安定的に知識技術を継承するため、派遣期間及び派遣条件等のルールづくりを行うべきだ。それから、人材育成についても、職員研修の充実及び人材育成に努め、今後の効率の向上に努めるとか、水道の専門研修へ両市の職員を派遣する」ということまで、平成24年1月に適正化改革の中でうたっています。

ということは、平成22年に両市が合併して確かにプロパー職員は、補充しないけど、両市の職員を派遣して、末端まで技術力を保っていく。経緯としては、派遣期間の延長や派遣条件をもう少し工夫しようという検討を途中までされています。

それがいつの間にか、もう技術の継承が困難だという論点にいつの間にか変わっています。その矛盾が、私どもが何か議論不足だなと思うところなのです。

昨年8月から9月10月と勉強会させていただきました。その中でも、この問題は本当に議論したことないです。両市の建設部門の職員、あるいは幹部職員からのヒアリングをしていない。

そういう中で両市にとって本当にこれはメリットだけなのかと、事務組合から7月にいただい

た資料の中でも、事務組合側には技術の蓄積はありませんと思わず本音でつぶやいた、そのこと自体が両市に大きなデメリットとして発生するのではないかと思うのです。

その点をもう一度聞きたい。

## ○永尾参事

今まで勉強会等でご説明してきました内容を私たちの方からもう一度整理させていただきます。

平成11年から18年度にかけて、両市において行革の一環で合併されましたことから、一部事務組合の取り扱いが協議されました。

その中で、平成19年一部事務組合が統合したのですが、その前に両市において統合後は、プロパー職員の退職者不補充とするという方針も打ち出されております。

その後、平成22年に水道事業の広域化で、両市の水道事業を事務組合が引き継ぐことになりました。広域化になった段階から、今、末吉議員の方から定員適正化のご説明がありましたけども、その中で、つないでいくための方策がもちろん検討しておりました。もう既に技術の継承は難しいという観点から、定員適正化の中にもちゃんと打ち出しておりましたけども、これに水道事業を引き継いでいくためには、平成26年度宗像地区事務組合の職員の大量退職の前の年を目標としたいという旨を掲げております。

それまでの間は何とかプロパー職員の退職者不補充ということに対する、水道事業については派遣職員をお願いしていくということにしておりまして、そのルールづくり等も検討してきましたが、それについては派遣期限原則3年ということがございまして、職員労働組合との打ち合わせの中、そこは守ってほしいということもあり、なかなかそこは変えられないということもございました。

民間委託外部委託の検討を具体的に行っていくということも同時に打ち出しておりましたので、そういう方向で検討してきております。

そのころ、厚生労働省の方から平成19年ぐらいからずっと、広域化とか第三者委託の推進が打ち出されていたのですけども、例えが第三者委託を行った場合でも、委託した場合には、技術者側に水道事業者側には蓄積されないということは明記されております。

だからそれにかわるものとしても、やっぱり委託技術の検証ができないということで、委託の検討を具体的に行ってきましたわけでございます。以上です。

## ○吉田議長

末吉議員。

## ○末吉議員

説明がありましたように、平成22年に合併して、途中まで両市の派遣職員でやってきたのですが、派遣職員が3年で、3年の派遣で難しいという判断をされたのなら、それはもうしかたがないと。そもそもプロパー職員を採用なしで、両市で合併して両市の職員を派遣してやっていくと、合意して合併したわけですね。その合意そのものが、そんな見通しのないなかでやったのかということにつながってまいります。

問題は、3年ローテーションでいいから、あるいはそれぞれの両市にとって、職員の技術的

な蓄積を事務組合で水道事業経験させることによって、技術的な経験を積ましていくという観点に立てば、引き続き両市からの職員派遣で技術力を継承していこうという検討はなかったのでしょうか。その点だけをお聞きしたいです。いかがでしょうか。手短にお答えください。時間がありませんので。

○吉田議長

花田局長。

○花田事務局長

両市からの職員派遣につきましては、先ほど永尾が申しましたように、3年間というのは、組合等との絡みもあり、お願いしても厳しいとのことから3年となったわけでございますが、3年間で一人前の水道技術者になりうるかというお尋ねでございますが、やはり水道技術管理者というのは、水道事業をやっていくうえで必要でございます。

水道技術管理者を養成しますと、やはり3年では不足します。

ただ給水管の受け付け等、諸々の業務については確かに3年間たてば、ある程度の今の業務に対応できるかと思いますが、水道技術管理者が今現在、プロパー職員である施設課長の谷口がつかさどっておりますが、水道技術管理者がいなくなるということから、派遣職員には対応できないというふうに判断させていただいております。以上です。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

いなくなるというふうに言われましたけど、両市の水道事業経験者で、水道管理責任者が行える資格持っている職員何名ずついますか。

○吉田議長

花田局長。

○花田事務局長

私、福津市の職員でございます。福津市の方しか把握しておりませんが、1名、職員としております。以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

正確に言うと、プロパーとして採用されていました、谷口施設課長が退職でいなくなれば、水道管理者がいなくなるということでしょうけども、両市で水道事業やってきて、水道事業管理者

を担える人材はあるということが大前提で押さえてもらわないと、水道管理者を両市から置けない、今、その窮地に立っているのだという誤解をしてもらったら困ります。

その点指摘しておきます。

それと、先ほど副組合長が言わされました、技術の継承だけではなく、全体として2,300万円の効果があるのだと、昨年10月に、宗像市には10月24日にあったのですが、全員協議会の場で包括委託の説明会がありました。

その中で、メリットとしてどういう効果があるかということを説明される中で、まず人件費としては1,700万円の削減効果あります。

この人件費は、北九州市は、政令都市で、基本給にしても北九州市のほうが高いのに、北九州市に委託してなんで安くなるのだろうという疑問を持ったのですが、これは事務組合のOBや経験者の再任用、嘱託化等の雇用によって、1,700万削減できるというのが背景です。

恐らく具体的な根拠を示しなさい、または、示せるかどうかちょっとわかりませんが、この人件費についても、水道管理者は大きい、そして、この事務組合として技術的にも能力のある方を再任用に活用した採用の仕方でやれば、同じような効果を得られるということです。

それが第1点、2点目は、工事においては、支給材をつまり菅材料を支給する方式によって、6,900万円削減できますとこれが1番効果の大きいとこです。

北九州市がやってできることは、この方式で事務組合でもやろうと、事務組合でもそういう管材料を一手に組合として仕入れて、支給しますという方式をとれば同じような効果が規模の違いはあるにせよ、大小それに近い効果は生まれるはずです。

これは、北九州市に包括委託しなければ生まれない効果ではないです。これを事務組合が行おうと思えば、原材料をまとめて仕入れて行えば、経費が削減できるということです。

それから3点目が、これは6,900万円の効果だと言われています。

共同購入による効果が1,300万、メーター等を共同購入すれば経費が削減できると言うのであれば、今の事務組合でもこれをできるはずです。だから、ここで言う全体の効果の中のすべてが、包括委託しなければできないです。事務組合としても、そういう方針に基づいてやろうと思えば発生することができる削減効果です。

一方で、包括業務委託の諸経費で7,600万円、特に準備費用合計で1億3,600万円かかりますと、諸費経費として書かれています。これは議員に昨年10月に説明された金額です。

予算上にはわからなかつたですが、今日いただいた資料で初期費用の1億3,600万円と言われていたのが、いつの間にか1億4,300万円に膨れています。もう1千万円近く膨れ上がってます。半年もたたないうちに、実際の予算の中では膨れています。要は指摘したいのが、全体の効果として挙げている、それぞれの問題が事務組合としてそのような削減効果を狙って、こういう方式でやればできることではないですかという点をお聞きしたいと思います。

## ○吉田議長

安部次長。

## ○安部次長

次長の安部でございます。

今、幾つかご指摘、ご質問いただきました件ですが、改めてちょっと全体整理させていただきますと、まず今、水道事業を行っていますのは、今まで直営でやってきたのですが、それをもう一つ委託という方法があるということで、技術の継承できないという前提の話なのですが、その委託をしていくということで検討し進めてまいりました。

さらに委託の中では、官あるいは民に委託するかっていう検討も両方進めてまいりました。

今回、北九州市という相手が決まりまして、相手については非常に技術力も高く、水道事業といいますと100年の歴史がございますし、今後、広域化の展開も図っていくような方針も、持っておられます。あるいはその海外へも技術協力で展開を図っていくということもあり、お願ひする相手としては十分だと考えております。その北九州市にお願いするときに、一つは技術責任技術部管理者を置いてもらうという体制がきちんととれるというのが一つあります。

もう一つ、経費につきましても、先ほどから、昨年の説明の経費を言わされましたけども、これはあくまでも昨年の時点で出しました時点では、平成24年度の実績値が出ておりました。それをもとに、委託した場合の試算を出しました。

概ねこういった効果として経費も一定の削減効果がでる状況が整いましたので、例えば、両市の派遣職員を育てていくこととか、机上ではいろいろと議論を内部でしておりますけども、現実としては、プロパー職員が今年度終わりには3人になり、1年後に2名になるという状況で、北九州市にお願いしてやっていく中でのいろいろな経費面です。

## ○吉田議長

末吉議員。

## ○末吉議員

時間もあまりありませんので、私は長年事務組合の水道企業団の時代から議会議員しているのですが、確かに太田市に行ったのは、第三者委託といつても、民間の委託形態がどういう形でやられているか、あくまでも主体はその自治体が、水道事業について責任を持っているという実態が私にとてもわかりました。

問題は、今回第三者委託といつても民間じゃなくて、官官なのです。先ほど説明されていましたように両市の規約が、議決されることによって、この契約とみなされるわけです。

契約とみなされるときに、一方的に民間に対する委託契約だったら、本議会の中でこの問題をおかしいよと委託料どうだろうかという指摘があった場合には、予算計上の上でも、新たに委託民間との委託契約中の修正ができます。

ところが、官官の場合は規約で形づくる契約ですから、片方だけの議決だけでは成立しないのです。

そういう仕組みになる契約だということで、本議会で例えば予算書の中で、予算議会のいろいろな議論が出たとします。でも、それは即事業に繁栄できないのです。

この当初予算の中で、再来年も考えましょうと北九州市の委託費用を予算計上しています。

本組合でこの事業おかしい、事業を削りなさいと修正動議が出されたとします。それはあくまでも事務組合議会のことであって、北九州市の予算までは及ばないわけです。

私どもは、契約になるということを深く考えないといけないと思います。これは答弁いりませ

ん。

最後に、緊急工事についてですが、今まで年間を通じて随意契約の中で漏水事業だとかあった場合に緊急時として業者に行ってもらっていると思うのですが、随意契約をやめて、包括委託した場合は、契約方式が変わるものではないかと聞いているのですが、その点はどうなのでしょうか。

要するに、業者としては一定年間を通じての業務量というのが想定されないと、先々に問題がやはり発生してしまうのではと思いますが、そういうことはいかがでしょうか。

#### ○吉田議長

谷口施設課長。

#### ○谷口施設課長

施設課長の谷口です。

緊急工事につきましては今までどおり、地元の業者にお願いするような形で考えておりまして、当然、窓口一本化と、24時間体制をとつていただければ、今までどおり年間という形で仕事をお願いするような形になると思います。以上です。

#### ○末吉議員

あと50%の発注比率の答弁をいただいていませんでした。

#### ○谷口施設課長

施設課長谷口です。

一応、先ほどの御指摘のとおり、平成23年から25年の実績につきましては畠町等という大きな管工事に関係しないような業種も確かに、入ったうえでの総事業費の比率で出しております。

今のところ、28年から3年程度考える場合に管内の布設替工事、要するに管工事の業者にお願いする工事は、今より倍増に近いぐらい増えてきますので、全体の工事を見ても今の工事量は確保できるのではないかと考えております。

細かい点については来年度施設整備計画を組んで、お知らせして皆さんのお承認していただくような形になり、そこではっきりしていくと思います。

一応、全体的な量としては、確保できるのではないかと短期的に見ていくと、以上です。

#### ○吉田議長

これで末吉議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時ちょうどといたします。

《 休 憩 》

#### ○吉田議長

午前に引き続き会議を開きます。

「日程第5 第2号議案 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### ○吉田議長

花田事務局長。

### ○花田事務局長

第2号議案の説明をさせていただきます。

第2号議案、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合規約を下記のとおり変更する。

平成27年2月18日

宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

提案理由

平成27年4月1日から、有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

次の1の2ページ 新旧対照表で説明させていただきます。

右側の現行の欄、下から2行目ですが、「有明広域葬祭施設組合」とあるのを、改正案では、「有明生活環境施設組合」と変更になりますことから、今回、規約の変更をお願いするものでございます。

以上で、第2号議案 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更にかかる説明を終らさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○吉田議長

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

まず反対の討論からお受けいたします。

ご意見をどうぞ。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第2号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第3号議案 「平成26年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

一般会計補正予算（第3号）について

平成26年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日

宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

次をお開きください。

補正予算書に基づき、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ770万円を減額し、総額を18億8,374万1千円とするものでございます。

補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2表 地方債補正でございます。

通信指令業務共同運用システム実施設計及び消防救急無線デジタル化整備事業の契約額の確定に伴う起債限度額の補正でございます。

通信指令業務共同運用システム実施設計は、補正前の310万円を、補正後に180万円とするものです。

次に、消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、補正前の3億8,780万円を補正後に3億8,140万円にさせていただき、それぞれ減額し、合計で770万円を減額するものです。

次に、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

歳入からいたします。8ページ、9ページをお開き願います。

7款 組合費、1項 1目 1節 消防費は、補正前の額4億2,090万円に対し、770万円を減額し、4億1,320万円とするものです。

減額の理由につきましては、先ほど御説明いたしました、第2表 地方債補正のところでございます。

次に、歳出の方に説明させていただきます。

次の10ページ、11ページをお開きください。

3款 衛生費、2項 清掃費、1目 し尿処理場費、13節委託料につきましては、219万3千円を減額するものです。

減額の理由につきましては、し尿処理施設管理委託料の確定によりまして、執行残を整理行うものです。

4款 消防費 1項 1目 3節、職員手当等及び4節 共済費につきましては、執行残の整

理のため、それぞれ減額を行うものです。

補正額につきましては、説明欄のほか、12ページ及び13ページの給与費明細書に記載していますのでご参照いただければと思います。

15節 工事請負費は、消防救急無線デジタル化整備事業費の契約額が確定したことによりまして、執行残795万7千円を減額するものです。

19節 負担金、補助及び交付金は、共同運用システム実施設計負担金につきましては福岡市に支出するものですが、支出額の確定により、131万6千円を減額させていただくものでございます。

6款 予備費、1項 1目 予備費でございますが、351万7千円に対し、1,441万6千円を増額させていただきまして、1,793万3千円とするものです。

以上で、第3号議案 平成26年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なしの声）

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

まず反対討論からお受けいたします。どうぞ。

（なしの声）

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第3号議案について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

全員賛成であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第4号議案 「平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第4号議案をご説明いたします。

議案の3ページをお開きください。

第4号議案 平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生  
次をお開きください。

補正予算書に基づき、ご説明いたします。

債務負担行為の補正でございます。

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

今回の補正予算（第2号）は、債務負担行為の補正となっておりまして、歳計予算額の補正は、ございません。

1ページをお開きください。

第1表 債務負担行為の補正でございます。

現在の宗像地区急患センターは、平成10年10月から診療開始しております、建築後15年以上経過し、軽微な修理等につきましては、毎年修理を実施しておりますが、今回、急患センター全体の空調機器の更新工事が必要となっておりますことから、債務負担行為をお願いするものであります。

空調機更新工事を行うに当たり、数ヶ月間、準備期間等を要しますことから、新年度におきまして、工事を発注いたしますと、空調機を使用する5月には、間に合わせることができないから、平成26年度中に入札、業者選定を行い、平成27年度において空調機更新工事を行う予定としております。

2ページ3ページは、債務負担行為調書を掲載しております。ご参照ください。

以上で、第4号議案 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なしの声）

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

（なしの声）

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第4号議案について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（全員起立）

全員賛成であります。

よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第5号議案 「平成26年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

### ○花田事務局長

それでは、第5号議案について、説明いたします。

第5号議案 平成26年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

平成26年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,628万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,181万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして事項別明細書に沿って説明させていただきます。

歳入からご説明いたします。3ページ、4ページをお願いします。

1款 事業収入について、当初予定しておりました料金収入が減少したことによりまして、93万1千円を減額し、1,288万4千円とするものです。

理由といたしまして、本年度は夏場の雨が多かったため、散水等の使用量が減少したためと推測しております。

4款 繰入金につきましては、事業費の減額に伴う収支額調整でございまして、2,535万5千円減額し1億2,402万2千円としております。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。

2款 事業費について、工事請負費2,628万6千円を減額し、3億7,754万3千円としております。

このことにつきましては、事業費の確定により減額をさせていただくものでございます。

以上で、第5号議案 平成26年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終らさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいいたします。

### ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第5号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのは立ちを求めます。

(全員は立ち)

全員賛成であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第6号議案 「平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

それでは第6号議案について、ご説明いたします。

第6号議案 平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）について  
平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

まず、1ページでございます。

2条につきましては、予算、第3条に定めました収益的収入の第1款 水道事業収益を3,759万2千円増額補正とし、32億6,159万7千円とするものでございます。

また、収益的支出の第1款 水道事業費用を3,464万6千円減額し、27億2,467万8千円とするものでございます。

第3条は、同じく予算第4条に定めた資本的収入の第1款 資本的収入を1,032万9千円減額し、9億2,505万2千円とするものでございます。

資本的支出の第1款 資本的支出を4,755万7千円減額し、20億8,429万6千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページからの事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出です。

収入の部、1款 1項 営業収益、1目 給水収益は、当初予定しておりました料金収入よりも、減収することが見込まれるため、1,927万2千円を減額するものでございます。

理由といたしましては、大島簡易水道事業と同様、本年度は夏場の雨が多かったため、散水等使用料が減少したためではないかと推測しております。

2目 受託工事収益は受託工事費の確定により、750万円減額するものです。

2項、営業外収益、3目 加入金は、特に福津市駅東地域のUR関連でございますが、水道利用加入件数が、当初の予定より多く6,436万4千円増額補正です。

させていただき、1億5,646万9千円としております。

支出の部 1款 1項 営業費用、1目 原水及び浄水費、16節の委託料 17節の手数料、

25節薬品費につきましては、入札執行残によりまして、それぞれ1,532万2千円の減、273万8千円の減、635万8千円となっています。

また、30節負担金につきましては、118万8千円の増額となっています。

これは、樋門の管理につきまして、県との協定を締結しております。

樋門の修理が発生した場合は、県に対して、事務組合は2分の1を負担するという協定内容に基づきまして、支払うものです。

今回、吉田川樋門修繕工事に伴い、協定に基づき、工事費用の2分の1を負担させていただくものです。

従いまして、原水及び浄水費の補正額としましては、合計で2,323万円を減額し、8億381万円とするものでございます。

2目 配水及び給水費は、マッピングシステムの進捗により委託料777万6千円を減額するものです。

3目 受託工事費は、収入の部でも説明しましたが、工事費の確定により750万円減額するものです。

4目 総係費は、消費税改定の先送りにより、料金システムのカスタマイズ費用が不要となつたことによりまして、委託料を350万円減額するものです。

2項 営業外費用、3目 消費税は、収入支出構成の変動に伴い、736万円増額し、2,661万円としております。

8ページ、9ページをお願いします。

資本的収入及び支出

収入の部でございます。

1款 3項 補助金、2目 他会計補助金につきましては、事業費の減額により、辺地債額が確定したことによりますもので、1,080万円を減額補正し、4,122万8千円とするものでございます。

4項 出資金でございます。

1目 出資金につきましては、福岡地区水道企業団出資金の増によりまして47万1千円を増額し、3億5,411万3千円とするものでございます。

支出の部でございます。

1款 1項 一般改良費、2目 取水施設費につきましては、入札執行残によりまして450万3千円を減額するものでございます。

4目 浄水施設費につきましては、広域化補助事業に伴う単独事業費の減によりまして、1,820万円を減額するものでございます。

4項 返還金、1目 国庫補助金返還金につきましては、2,532万5千円全額を減額補正させていただいております。

これは特定収入割合が5%を超えたため消費税納付時に処理を行なったことによりまして、不要となったものです。

5項 出資金は、福岡地区水道企業団の事業費増に伴い出資金を47万1千円増額し、829万4千円とさせていただくものでございます。

以上で、第6号議案 平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第2号）の説明

を終らさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

2点あります。収益的収入について先ほど説明ありましたが、水道使用料は、減少しているのに対して水道利用加入金が、6,436万4千万増額になっています。

この主な原因として、福津市のいわゆる開発における加入金ということなのですが、具体的には、例えば福津の日蒔野地区に何件の水道加入があったのか、宗像ゼロなのかとご説明お願いします。それが1点です。

2点目は支出のほうで、おそらく、昨年、包括委託関係で、10月に基本協定結んだ後、今日も感じましたが、準備作業としてかなり北九州からもおいでになっていると思いましたが、そのあたりは、この補正の中でどのように取り扱われているが、もう既に作業されているのではないかなという思いですが、説明が一切ありませんので、この点お聞きしたい。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

建設課長の谷口です。

加入金の件について説明します。

予算当時は24年度の実績に1,000件に7掛けをして、700件程度ということで予算予測しておりました。

現実それが見直して1,200件。500件ぐらいの増加となっています。

もともとその当初の700件の内訳としましては、宗像市300福津市400という形で考えていましたが、ほぼ500件が福津の方の増額という形になっております。

はっきりした数字は今、でませんが、6割か7割は福津市駅東関係だったと思います。

以上です。

○吉田議長

花田局長。

○花田事務局長

2点目のお尋ねの件でございます。

補正予算の中に、包括委託の準備と費用が含まれていないかというお尋ねでございますが、この中には準備経費等含まれておりません。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

今の準備作業のためにこられている方の人事費を一体どこから、どういう形で拠出されているのでしょうか。

サービスでこられているのでしょうか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

今回水道事業会計に準備経費をさせていただくのは、来年度予算ですが、今ずっといろいろな協議包括基本協定前からもずっと協議も検討も含めまして、今年度末まではそれぞれの負担といいますか、うちから持ち出しあなしで、それが持ち寄ってという形で、職員同士の協議という形で事務調整という形でやっております。

実際に予算に計上されるもの支出されるものはございません。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

これは、今年度予算には一切計上しないということですね。

新年度予算はあくまでも4月1日以降の人事費分だと理解してよろしいですか。

○吉田議長

安倍議長。

○安部次長

はい、見込みのとおりでございます。

○吉田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず反対討論からお受けいたします。

御意見ありませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第6号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第7号議案 平成27年度「宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第7号議案を説明させていただきます。

議案の6ページをお願いいたします。

第7号議案 平成27年度宗像地区事務組合一般会計予算について

平成27年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

別冊の予算書で説明させていただきます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,525万1千円と定める。

これは平成26年度当初予算に比べまして2億4,781万3千円の減額としております。

事項別明細書について説明いたします。

歳入からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金でございます。

1項 負担金は対前年度比4,074万1千円を増額し、14億6,318万1千円を計上しております。

4目の消防負担金は12億7,767万2千円で、対前年度比3,091万6千円を増額しております。

2款3款は省略いたします。

4款 繰入金、1項 基金繰入金、11目 1節 財政調整基金繰入は、1,167万8千円を見込んでおります。

5款 繰越金は、2,270万円を見込んでおり、対前年度比79万円の減額しております。

12ページ及び13ページをお開きください。

6款 諸収入、2項 1目 1節 雜入は4,291万円を見込んでおり、このうち、福岡都市圏共同事業基金助成金4,037万6千円が主なものです。

7款 組合費は、8,120万円を計上しております。

全額、消防債でございまして、化学消防ポンプ自動車の更新、消防救急デジタル化無線接続工事、消防通信指令業務共同運用システム工事に係る財源として組合債を借り入れることにしております。

次に歳出をご説明申し上げます。14ページ及び15ページをお開きください。

1款 議会費は、2年に1回の県外視察を予定しておりますので、対前年度比54万1千円を増額し、274万円を計上させていただいております。

なお、本年度の視察先は、関西方面を予定しております。

2款 総務費、1項 1目 一般管理費は、17ページまでの掲載となります、派遣職員負担金等を含む事務局経費が主な内容でございまして、対前年度比239万9千円を増額し、2,504万7千円を計上しております。

増額の主な理由は、17ページ説明欄 13節 委託料 システム保守委託料の増が主な要因です。内容といたしまして、行政不服審査法の改正に伴う、事務組合例規の見直し、また、平成27年10月から共済年金から厚生年金へと移行することに伴い、給与システムのカスタマイズなどが新たに発生したことによるものです。

次に20ページ21ページをお開きください。

3款 衛生費、1項 1目 保健衛生総務費は、対前年度比1,148万1千円を増額し、1,529万7千円を計上させていただいております。

増額の主な理由としまして、急患センター事業特別会計繰出金の増によるものでございまして、財政調整基金を1,167万8千円取り崩し、急患センター事業特別会計へ繰り出すものです。

次に22、23ページをお開きください。

3款 衛生費、2項 1目 し尿処理場費は、再任用職員1人及び派遣職員1人分の経費と、し尿処理場の管理運営に係る経費です。

対前年度比3,492万7千円を増額し、1億4,968万3千円を計上しております。

増額の主な理由につきまして、人件費関係では、1千万円程度の減額となっておりますが、工事請負費及び備品購入費の増が約1,600万円となっておりまして、差し引き 約492万の増となるものです。

内訳といたしまして、平成2年度に購入いたしました2tダンプが老朽化して買いかえる必要が生じたことに係る備品購入費と、使用延長協議にかかりますし尿処理場前の公園整備と、施設老朽化に伴う整備工事が、予定しておりますことから、約500万の増でございます。

24ページ及び25ページをお開きください。

4款 消防費、1項 1目 常備消防費は、35ページまでの掲載となります。

消防職員133名及び再任用職員3名の入件費を含む消防業務全般に要する経費であり、対前年度比2億7,014万9千円の減額で、13億7,096万円を計上しております。

減額の主な理由は、消防救急無線デジタル化整備工事の完了によるものの減額が3億8,595万7千円です。

また、増額の部分としては、職員人件費の増としまして2,279万円、消防車両更新に係る増としまして、1,900万円、消防通信指令業務共同運用負担金の増としまして、3,700万円などによるものです。

経費の主な内容ですが、職員人件費については、25ページの説明欄になりますが、11億3,660万円としております。

31ページをお開きください。

主な事業といたしましては、説明欄の中段、11 消防車両維持管理事業の、18節 備品購入費の消防車ですが、化学消防ポンプ自動車の車両購入費としまして、5,128万4千円を計上しております。

別紙に資料を用意しておりますので、参考にして下さい。

33ページをお開き下さい。

説明欄上段になりますが、15節の工事請負費の消防救急無線デジタル化整備事業費3,200万ですが、これは、平成26年度にデジタル化の整備工事を行いましたので、平成27年度にデジタル化無線の接続工事を行うものです。こちらも、別紙、資料を添付しております。

また、同じページになりますが、19節 負担金、補助及び交付金の共同運用庁舎改修工事負担金4,037万6千円ですが、これは、平成29年度から開始となります福岡都市圏消防通信指令業務共同運用に係る負担金で福岡市へ支出する予定となっております。こちらにつきましても、資料を用意しておりますので、参考にして下さい。

34ページ及び35ページをお開き下さい。

5款 公債費は、消防部門における施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。4,657万1千円を計上しております。

なお、38ページから49ページまでが給与費明細書となっております。

42ページ及び43ページをお開きください。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与の欄でございますが、平成26年4月1日現在の平均給与月額の消防職の数値が、平成26年度当初予算書と異なった数値を記載しております。

これは、成26年度当初予算書に誤った数値を記載していたことが判明したため、今回は、修正後の数字を記載しております。

誠に申しわけありませんでした。

50ページ及び51ページは債務負担行為調書を、次の52ページ及び53ページには、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第7号議案 宗像地区事務組合一般会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑の方法は、まず歳入歳出に分けて質疑を受けたいと思います。

1ページから13ページまで、質疑ございませんか。

13番、花田議員。

## ○花田議員

お伺いします。

この都市圏共同事業基金助成金、これは去年の予算を見るといですね。

すいません。ここ私初めてなので、これはどういう事業からの助成金なのか、ひとつ説明をお願いします。

## ○吉田議長

はい、消防長。

## ○門脇消防長

消防長の門脇でございます。

ご説明させていただきます。

この助成金というのは、福岡市を中心に消防広域本部にて、平成29年4月1日より稼働する予定の共同運用通信指令システムに対してです。

福岡市消防局内に共同指令センターを設置する予定でございますが、その指令センターの改修工事に伴うものについて、福岡都市圏の方から負担金助成金をいただけるということで、基金の運用の対象にしていただいているものでございます。

他の事業につきましては、国の起債対象になりますけども、共同運用の中の庁舎関係は、起債の対象になりませんので、対象にならない分について、このように助成をいただけるということで、それを汲んで予算を計上させていただいているものでございます。

以上です。

## ○吉田議長

そのほかありませんか。

(なしの声)

それでは、14ページから最後の53ページまでの質疑を受けます。

14番永島議員。

## ○永島議員

33ページの13 委託料についてお伺いしたいのですが、自動車免許取得の大型免許取得委託料、中型免許取得委託料、船舶免許取得委託料、これはどういうものですか。

職員が取られるための予算でしょうか。

説明していただきたい。

## ○吉田議長

消防長。

## ○門脇消防長

説明させていただきます。

採用年齢を高卒、18歳から24歳の範囲内で採用しておりますが、基本的には、普通自動車免許を取得して入ってきております。

現在の消防車両につきましては、大型の超大型化の進む中、1番大きなものではしご車等々含めまして大型自動車免許、それから水を積んだタンク車と申しますけども、これについては、8トン以上の中型免許等が必要になってまいりますので、その関係で機関員を配置するため、職員をこのための資格を取らしているものでございます。

以上でございます。

#### ○吉田議長

永島議員。

#### ○永島議員

中型と大型とありますが、中型の免許だけでは大型に乗れません。

ですから、大型を二人にされた方が、両方に乗れるので、いいのではないでしょうか。

中型、大型に分けるのではなく、二つを兼ねて大型にしたほうがいいのではと思います。

#### ○吉田議長

消防長

#### ○門脇消防長

一般的には、今、永島議員さんがおっしゃったとおりですけれども、大型免許が必要なのは、私どもの現在の内容の中では、はしご車のみでございます。

はしご車は救助隊専用で運行しておりますので、それ以外の消防車両につきましては中型をもって対応できるのが現状であります。

あとは交代制ということで、休み等の関係も含めまして、中型を基本に取らせて、その後、救助隊等に配置する段階を含めまして、大型という形でしております。

以上でございます。

#### ○吉田議長

ほかにありませんか。

3番、森田議員。

#### ○森田議員

3番の森田です。

24ページ消防についてちょっとお伺いしたいのですが、現在高齢化が進んで、緊急出動等がふえているのではと思いますので、資料請求はしませんが、過去5年間ぐらいの緊急出動の傾向で結構ですので、それがわかりましたらご説明お願いします。

○吉田議長

早川次長。

○早川消防次長

次長の早川でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議員さんの御質問にありました緊急出動状況でございますが、過去5年間の分について、説明させていただきます。

まず、火災につきましては、平成22年が47件、それから次の年が73件、64件、67件、49件と、増減はございますが、平均して、大体60件の出動を行っております。

それから、救助でございますが、平成22年が52件、それから、次の年が63件、61件、77件、52件とやはり増減がございますが、平均して大体、年61件の出動となっています。

次に、救急の出動件数でございますが、平成22年が4,981件、次の年が5,307件、5,599件、5,516件、それから平成26年、昨年でございますが、5,755件と件数としては過去最高件数を記録いたしております。

救急出動件数につきましては平成25年に一時、件数が若干下がっており、83件減少しておりますが、これはやはり感染症などの流行の状況によって、件数が減ったということでございます。

これは全国的な傾向として、この年は、救急件数が減少いたしております。

他に救急の適正化利用ということを普及している関係も若干要因として考えられると思っております。以上です。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

それで、今後全国的に高齢化が進んで、救急車の救急出動が増えるのではと考えています。

現在宗像地区では常時4台で稼働されていますね。

それらを今後、どの程度まで対応できるかとか、あるいは高齢化が進んで、この救急出動が5,755件よりもっと増えていったら救急車を増やす必要があるのか、現場のご意見をお聞きしたい。

○吉田議長

消防長。

○門脇消防長

お答えさせていただきます。

現在、今、森田議員さんのお話いただきましたように、26年中で5,755件、非常用を入れて5台で運用して、常時4台でございますけども、約1台当たりが約1,400件の稼働する割合

からしますと、このままいきますと、7千弱の段階で、フルで1,400×5台ということでやつてまいります。

しかし、状況に応じまして、件数と病院の関係もございます。1回当たりの所要時間がかかりますと、次への救急隊への投入が難しくなりますので、その辺も含めて、一つは、件数としては、7千件前に対応できる状況にしていくのと、あとは医療機関等との地域全体の救急医療体制ともにらみながらやっていくことが必要になってくると思います。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

それに伴ってですが先ほどありましたが、不要不急の出動数を減らしていくことも必要かと思いますが、それに対する啓発とか、対策は考えてますでしょうか。

○吉田議長

消防長。

○門脇消防長

この件につきましては、毎年のアピールとして、9月9日を救急の日ということで、これは県の医療、保健所、救急医療関係すべてが、今から高齢化を迎えます我が国、各地域の共通課題でございます。

その中で大型店舗等にて、お客様等に普及啓発の事業を連携して行い、それから、応急手当普及啓発のための講習会を実施しております。

その中で、受講者等にお願いし、重ねてホームページあるいは構成団体の広報誌等で今現在もやっておりますが、引き続きこれは最重要課題の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉田議長

吉田議員

○吉田議員

22ページ、23ページの3款 衛生費、1目 し尿処理場費 前年比1千万近く減っております。

これは、雇用形態で減額になったとのことですか。

○吉田議長

花田局長。

## ○花田事務局長

はい、お尋ねの人事費の関係でございます。

今まで、予算の中で、プロパー職員、2名を配置させていただきました。

この2名につきましては、本年度末退職でありますことから、先ほど予算の中で説明させていただきましたとおり、職員1名と再任用職員1名を配置するということに伴いまして、約1千万円の削減となっております。以上でございます。

## ○吉田議長

吉田議員。

## ○吉田議員

そのプロパー職員が退職することによって、技術的な引き継ぎ等ができるのかという点と残った職員への負担増などがないのかを確認します。

## ○吉田議長

花田局長。

## ○花田事務局長

今まで2名プロパー職員配置させていただいたということでございますが、この2名につきましては清掃施設組合には当初から2名の職員が携わっておりまして、技術的には、全くということはございませんが、大体事務方の職員でございます。

現在、浄化センターし尿処理場の運営につきましては、すべて民間業者に委託しており、機器の管理等については施設課職員の方にて対応させていただいております。職員2名の分につきましては、事務方の職員でございますので、技術の継承ということはないかと思います。以上でございます。

## ○吉田議長

ほかにございませんか。

石松議員。

## ○石松議員

今、吉田議員と同じ、3款 2項 1目のし尿処理場費、し尿処理場費の中のし尿処理場の延長問題についてお伺いをしたいと思います。

これは、私が昨年の2月定例会にて一般質問をしたときには、地元曲区とは、延長の協定が締結され、4月以降、后曲区とは協議に入るというお話をしました。

后曲区とは協定が締結されたとまだ報告を受けておりませんが、今、進捗状況がどういう状況なのか、お教えいただきたいと思います。

## ○吉田議長

花田局長。

#### ○花田事務局長

石松議員お尋ねの浄化センター周辺の関係ですが、曲区につきましては、昨年からご説明して補正等をさせていただいております。

昨年の10月末に協定書の締結をさせていただき、無事ご了解いただいたので、締結後の昨年の11月から后曲区に継続延長につきましてお話しっております。

相手がある話ですので、使用延長の必要性についてはご理解いただけるものの、いろいろ要望を受け取ったりしてまだご了解いただいておりませんので、再度后曲区と交渉しております。

また、その後、何らかの形で提言させていただき、また全員協議を開かせていただき、ご報告をいたしたいと思います。以上でございます。

#### ○石松議員

基本的な考え方をお伺いいたします。

今まで、地元曲区と后曲区とは言うなれば兄弟関係でありまして、ずっと長い歴史があります。

ですから、同じような条件とは言えませんけども、例えば地元の曲区が100の条件だとすれば、恐らく半分ぐらいの条件等で、協力金といいますか、ずっと金銭的なことや、いろいろな労務代価等を出してきたと思っておりますが、今現在その曲区とは、調定が締結されたが、后曲とは今調整中というお話しでした。

昨年も2月の定例会には、このような答弁がありました。

私の記憶上では、いわゆるその去年の2月の段階ではもう曲区とは、ほぼ話ができる、締結の方向で進んでおります。あとは正式な締結を、ということでしたけども、后曲区とは4月以降より協議に入りますという話でした。

今、事務局長の答弁によりますと、いわゆる曲区とは、昨年の10月に正式に協定を結んで締結したとあり、その以降の11月から、后曲区とは協議に入ったという話で、私には執行部の答弁が恐らく大分ずれているように思われます。

これらは事務局長の単独での判断ではなく、恐らく正副組合長のお二人の考え方方が、政治的に大きく動くのではないかと思っていますので、この基本的な考え方について、今日は、正副組合長に質問したいです。

このし尿処理場の延長問題、いわゆる曲区、后曲区の関係について、正副組合長の基本的な考え方についてお伺いしたい。

#### ○吉田議長

小山組合長。

#### ○小山組合長

おっしゃるとおり、まず、曲区の正式に協定を結ぶまでに、予想以上の時間がかかりました。

前回である去年の話をしてみますと、曲区がある程度見えてから后曲区にいきました。

ある程度曲区との締結寸前までいかないと難しいのではないかということでしたので、今回も

同じ手法をとったつもりでしたが、今回は11月に伺いましても、すごく遅いと言われまして、前回同様のやり方をやったつもりでしたが、前回とは異なるという対応でして、しかしそれでもおっしゃいますように、曲区と話がついたのでご挨拶に参りましたという段階をずっと踏んで今後も行きたいと思っています。

#### ○花田事務局長

それと締結が遅れた理由でございます。

確かに石松議員が言われますように、大体、年度末にお話がつきましたと話しました。

しかしながら、浄化センターの更新に伴い地元の環境整備関係の要望の取りまとめをお願いしました。取りまとめを宗像市の方にお願いしておりましたが、年度ごとで役員が変わることにより、地元からの環境整備の案件の提出が遅くなりまして、それが夏ぐらいになったと思います。

それから以降、8月ぐらいに地元の要望の取りまとめができまして、その要望につきまして、宗像市と私どもと地元と協議をさせていただきまして、環境整備関係の案件を調整していただいた後に正式な協定の締結が、10月末になった次第でございます。以上でございます。

#### ○吉田議長

石松議員。

#### ○石松議員

今後、后曲区とどのような見通しで協議を進めていくのか。また、どのような課題が上がっているのか支障のない範囲で構わないので説明をお願いします。

#### ○花田事務局長

先ほど申しましたように、11月に役員会を開催させていただきまして、お願いには行っております。

しかしながら役員会も、浄化センター使用の延長にかかる役員会をということ事で、何度もお願いしていますが、再三開催していただけないという状況でございまして、会議としてはなかなか回数重ねることができないような状況でございます。

先ほど組合長からも報告ましたが、最初のスタートのことですが、私どもとしては従来どおりの形では曲区との協議が整った後に后曲区に行ったわけですが、后曲区の区長さんからは来るのが遅かったのではないかと、ちょっと感情的なものがありまして、ちょっと冷却期間が必要ですので、その辺から少し延びている状況です。以上でございます。

#### ○吉田議長

ほかにございませんか。

末吉議員。

#### ○末吉議員

石松議員が質問されたことと少し関連しますが、歳入のところで、衛生費負担金が454万5

千円増額されており、これは多分福津市の負担増だと想定できます。

そうしたときに、23ページの工事負担金の中で、公園整備工事が新たに550万円計上されており、これは恐らく昨年なかった費目と思うのですが、地元の方ともお話ししていく中で、確かに環境整備とはいえ、長年してきたことなので、するところもないと思います。

環境整備と言っても、何をするのかという声も耳に入っています。

今年度当初予算では公園整備、処理場の前の公園を整備されるという説明だったのですが、これから先何年間か延長して使用させていただくにあたって、どういう形で環境整備なるものを今後やっていかれるおつもりなのですか。

その度に福津市が毎年、負担金を払い続けるという図式なのでしょうか。

#### ○吉田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

末吉議員が言われますように、工事請負費、公園整備費550万円計上しております。

これにつきましては、浄化センター周辺にかかります、地元要望という形で予算計上させていただいております。

この公園については、事務組合の所有の公園であり、私どもの予算で整備をするものです。

また、環境整備については、宗像市の協力のもと、地域の環境整備を進めておりまして、今現在、衛生費の負担金として、宗像においては、2千万、それ以上の分については、福津市が負担を持つという形で負担金割合を定めておりますので、その負担で、今現在作業をしております。

ですから、事務組合負担として、地元要望からの環境整備の費用については、今後、大きくはかからないのではないかと考えております。以上でございます。

#### ○吉田議長

末吉議員。

#### ○末吉議員

問題を整理したのですが、これから先、環境整備というのはそんなにかからないから、地域の環境整備事業をやるのは、宗像市だと。

でも、先ほど負担金の増で、福津市さんが、負担すべき分は負担されているわけです。

今局長の言われた話では事務組合から宗像市に環境整備をやる負担金として拠出しているということですか、そうではないと話が全体につながらないと思います。

#### ○花田事務局長

浄化センター、今清掃費の負担金でございますが、本来でありますと管理運営費は2割均等割と8割投入量割。また、し尿処理施設の新設、また建築等に係る費用についてもやはり均等割と投入量割で負担金の割合の方を定めさせておりますが、平成23年度から29年度の間における、し尿処理施設の管理運営に要する経費の負担につきましては、この定めにかかわらず、宗像市に

おいては、2千万円、福津市においては、2千万円を除く額とするという形で定めております。

したがいまして、搬入量割ではなく、定額の2千万円を宗像市の御負担いただくという形の負担割をとっております。

なぜ、この差になってしまうかといいますと確かに使用延長があるわけでございますけども、宗像市において曲区の環境整備に対する負担をしていただけるということから、こういう定めになったところと考えております。

以上でございます。

## ○吉田議長

末吉議員。

もう一度どうぞ。

## ○末吉議員

問題をちょっと整理したいと思うのですが、曲地区の環境整備に必要な負担については、福津市さんに持ってもらいますよという今の答弁が、負担金として収入したからには、事務組合の予算として、それは、執行しないといけないのです。

これは公園整備工事ですから、これはあくまでも事務組合の所有の公園の整備だから、それでいいわけです。

一般的に曲地区あるいは后曲地区の両地区の環境整備事業として、これは宗像市がやるのですけれども、その負担について事務組合への負担金の額がそれに上乗せされるかのように聞こえるのです。

これから先、事務組合の施設ではない施設を整備する場合に、予算の持つて行きかたがないです。その辺はどのように整備されているのですかと聞いております。

あまり難しいこと聞いてないと思いますが。

## ○吉田議長

谷井副組合長。

## ○谷井副組合長

環境整備について、先ほどいろいろ申し上げましたが、曲地区等の8月その後に延びて地域の環境要望書が上がってくるのが当然ですけれども、公園、処理区外は当然一般事業として宗像市がやる。この要望についてはあくまでも予算書の中にありません。市が負担する分です。

この2千万については、し尿管理費の中の分として宗像市が2千万円出す。公園整備だから2千万円出すのではない。

これは、延長したときの22年に、負担分を結局、宗像市の方がし尿処理の量が少ないとか、あるいはもう既に別場所に行くための設計予算等々を総合的勘案して、福津市と話し合って決めたことです。

## ○吉田議長

関連事項ですか。はい、7番 福田議員。

### ○福田議員

私はしばらくぶりの組合議員なので、その辺のいきさつはわかりませんが、この曲区の組合の処理場についてですが、宗像市はその下水道の普及率が約98%までときいています。

宗像市は市のし尿処理場がいらないのではないか、つぶそうというお話だったのです。

でも、福津市が、下水道普及率が非常にまだ遅れているということで、使いたい、残さないといけないと、組合として残したときに宗像市は検討したのですよね。

河東にある終末処理場に前処理施設をつくればいいのだと、そしたら宗像市の2%のし尿は、そこで、自前で処理ができると。前処理施設は約2千万円という見積りでした。

だから、宗像市が2千万円で、河東の終末処理場に前処理施設をつくれば宗像市は2千万円の投資で市の処理はもう自前で処理できるという環境が整うはずでした。

でも福津市が必要だったので、曲地区の組合の処理場を残そうという話になった。

この環境整備費は当然福津市が出しますということで、私は今まで、実際この環境整備費は福津市が出していましたと思います。

さっき、事務局長から、この環境整備については、組合の予算の中でやっていますということですけれども、その財源は福津市から出るのが僕は筋だと思いますが、そのところを答弁等でお聞きしていると、財源の出どころがよくわからないように感じました。

前のいきさつの話は、もう消えたのですか。

話は無しになったのでしょうか。

### ○吉田議長

谷井副組合長。

### ○谷井副組合長

福津市側が負担するのかというのは、さっきのことを何度も言います。公園整備は従来のこととで前から地域にお願いしてやっていることです。これはそのまま入っています。

今回曲区との話し合いの中で、地区外については、ありません。

### ○吉田議長

ほかにございませんか。

4番 井上議員。

### ○井上議員

31ページの消防車購入費に5,128万4千円。消防債は4,780万円ということでございますが、年間の稼働率は、どのくらいですか。

化学車ですから、油火災のみなのか。それと年間の維持管理費はどのくらいでしょうか。

### ○吉田議長

消防長。

### ○門脇消防長

はい、お答えいたします。

今回購入予定しておりますのは、化学消防ポンプ自動車でして、特殊能力として、お話しありましたように、危険物火災等を中心とした化学消火能力があります。

また、私どもの消防は発足当初から水槽付消防ポンプ自動車の機能と、泡原液積載の化学消防車としての機能、二つの要素を持ち合わせたものとして、水槽つきの方で主に火災活動57件等々行っております。消防車両の中でも、私ども本署に配置している車両でございますので、最も多い、出動車両として運用させていただいている。

実例といたしましては、危険物施設の火災は平成26年中に発生しておりません。

過去もほとんどありません。

ただ、泡を使ったという事例はあります。漁船は燃料を大量に積んでおり、車両と違った特徴がありますが、その係留された漁船の火災によって、泡原液を使って、消し止めたということが平成26年中発生した事例があります。そのようなことが稼働実績としてあります。

あとランニングコスト的には、普通の消防車両等と同じような形で、燃料費、あるいは点検整備ということで、特別に化学消防車がプラスということは、単年度見ると発生していないのが事実です。以上でございます。

### ○吉田議長

ここでお詫びしたいのですが、まだ質疑ある方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

それでないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず反対側討論から受けいたします。

ご意見をどうぞ。

ありませんか。

(なしの声)

それでは、これをもちまして討論を終結いたします。

これより第7号議案について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第7号議案、は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時30分といたします。

《 休憩 》

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 第8号議案「平成27年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第8号議案の説明をさせていただきます。

議案の7ページをお開きください。

第8号議案 平成27年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について

平成27年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 小山 達生

内容につきまして別冊の予算で説明します。

急患センター事業特別会計予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,445万2千円と定めるもので、前年と当初に比べまして、4,088万7千円の増額としております。

それでは事項別明細に沿って説明させていただきます8ページ、9ページをお開きください。

1款 診療収入でございます。

対前年度比659万円を減額し、1億9,594万9千円を計上しております。

減額の理由につきましては、急患センターは、平成27年度から院外薬局へ移行するため、薬剤費及びその調剤費が減収になるものです。

2款 分担金及び負担金は、前年度と同額の3,782万3千円を計上しています。

内訳は、経常費負担金2,342万1千円、創設費負担金、1,440万2千円で、ともに前年度と同額としております。

3款 繰入金は、対前年度比1,167万7千円を増額し、1,167万8千円としております。

これは先ほど一般会計 歳出 3款 衛生費で説明させていただきましたが、財政調整基金を取り崩し、歳出経費の空調機更新工事の財源とするものです。

4款 繰越金は、対前年度比100万円を減額し、1,900万円を見込んでいます。

次に歳出をご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

1款 急患センター運営費は、対前年度比426万4千円を増額し、2億4,763万5千円を計上しております。

主な内容について説明させていただきます。

13節 委託料 管理委託料ですが、対前年度比327万1千円を減額して、2億3,409万3千円を計上しております。

急患センターの管理運営委託については、宗像医師会へ委託をしております。

減額の主な理由でございますが、院外薬局に移行するため、薬剤師委託料等の減によるもので

す。

15節 工事請負費は、対前年度比968万円を増額し、1,167万8千円を計上しております。空調機器の更新を行うものです。

2款 公債費は、急患センターの移転事業に伴う平成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子でございます。

前年度と同額の1,440万2千円を計上しております。

12ページ、13ページは、給与費明細書を14ページ、15ページは、地方債の現在高調書を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第8号議案 平成27年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、福田議員。

## ○福田議員

この院外薬局のいきさつを教えていただきたい。

私は、急患センターを何回か利用いたしましたが、そのときに1日か2日分の薬をもらって帰るということで、利便性としてはそちらのほうがいいのです。

院外薬局を設けた理由が一つと、今そうなったからには、当然、院外薬局さんは、時間も対応されるのでしょうか。そこがどうなのか。

それによって、利用者の患者さんのご負担が変わらないのか、増えるのか。

3点教えていただけますか。

## ○吉田議長

花田事務局長。

## ○花田事務局長

今現在、急患センターにて開設させていただいておりますが、薬剤師の配置におきましては、日曜日、祝日、9時から17時まで。

5月の連休等につきましてもやはり9時から17時まで。

年末年始についてもやはり9時から17時の対応の配置がでております。

投薬でございますけども、薬剤師の不在時は医師の管理のもとで看護師の方が行っております。というのが、今現在の状況でございます。

今回、平成25年7月から、受診者の安全確保のためと申しますか、投薬ミスを避けたいとい

うことから、宗像薬剤師会等と急患センターで協議に入っております。

急患センターの投薬の方に看護師を常時配置しても、薬剤師の方を1名少なくてよいという問題ではありません。

やはり資格の問題等々、責任問題もあるから、配置するのであれば、開設時間全部の時間において、2人体制をとらせてもらいたいという薬剤師会の要望もありまして、そうしますと、薬剤師の派遣だけで5千万円を超えるような費用がかかるということがわかりました。

それではちょっと両市の負担が大きすぎるということから、今回、いろいろ協議をし、回数を重ねて、院外薬局へという形で、今回、医師会病院の前にあります宗像センター薬局の方と協議をして、そのセンター薬局を24時間開設するという形での対応をとることから、今回、院外薬局が整ったわけです。確かに、急患センターに受診されて院内で処方されるにこしたことないのでしょうが、同一敷地内に薬局があるということから、投薬ミスとか、また、薬局であれば、多くの薬剤をそろえておられるというようなことから、確かに投薬の日数は1日もしくは2日分かと思いますが、それでもやはり安全安心を確保させていただきたいことと、医薬分業も進んでいるということから、今回、院外薬局に進めさせていただいたわけです。

費用負担でございますけども、今回、院外薬局に伴いまして、多少、個人負担は増えていくのかと思っております。以上でございます。

### ○吉田議長

ほかにございませんか。

はい、末吉議員。

### ○末吉議員

9ページ、毎年のように正副組合長にお願いしているのですが、経常費負担金と創設費負担金です。

古賀市が例年23%の利用があるということで、古賀市にぜひ負担金を当然みていただきたい。古賀市は、中村市長が返り咲きをされ、今年が初年度だと思いますので、再度、正副組合長で、ぜひ、そういうデータも示しながら、道理のあるご納得をいただきて、古賀市の議会の方に予算の拠出を提案していただけるように説得をお願いしたいと思います。

新年度に当たってそういう意気込みを聞きたいです。

### ○吉田議長

小山組合長。

### ○小山組合長

中村元市長が今回返り咲かれたので、ある程度の事情は御存じだろうというふうに思っております。

私どもとしても、そうした過去の経緯を踏まえながら、中村市長にはお願いをしたいと思っております。

## ○吉田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

これより討論に入ります。

討論ある方どうぞ。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第8号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 第9号議案「平成27年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

はい。

それでは、第9号議案について説明させていただきます。

議案の8ページをお願いいたします。

第9号議案 平成27年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について

平成27年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長小山 達生

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,246万2千円と定める。

これは平成26年度当初予算に比べ、3億1,430万6千円の減額となっております。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細書に沿ってご説明をいたします。

歳入からご説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

1款 事業収入は、前年度より133万1千円を減額し、1,248万4千円を計上しております。

2款 分担金及び負担金は、前年度と同額の10万8千円を計上しております。

3款 国庫支出金は、前年度より1億4,862万3千円減額し、8,670万円しております。

4款 繰入金は、事業費の減少によりまして、前年度より、9,408万2千円を減額し、1億475万9千円を計上しております。

5款 繰越金は、前年度と同額、1千円を計上しております。

6款 諸収入でございます。

前年度に比べまして、403万円を増額し、501万円を計上しております。主な内容としては前年度事業に係る消費税還付金500万円を計上しております。

7款 組合債は、前年度より7,430万円を減額し、簡易水道事業債4,340万円を計上しております。

次に歳出の説明をいたします。10ページ、11ページをご覧ください。

1款 総務費は、前年度より471万8千円減額し、2,205万3千円を計上しております。

主な支出としては、11節の需用費は、光熱水費や配水管の漏水修繕費などで424万6千円。

12節の役務費は、水質検査の手数料などで321万円。

13節の委託料には、大島簡易水道施設管理委託料などで、1,249万6千円を計上しております。

16節の原材料費は、漏水等事故対応用の資機材購入費で200万円を計上しております。

2款 事業費は、前年度より3億1,183万円を減額し、2億2,032万6千円を計上しております。

主な支出としては、13節委託料は、大島浄水場施工監理業務委託等で920万円。

15節の工事請負費については、大島浄水場更新工事等で2億1,090万円を計上しております。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

3款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので、前年度より、224万2千円を増額し、958万3千円を計上しております。

以上で、第9号議案 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第9号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第10号議案「平成27年度宗像地区組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第10号議案について説明をさせていただきます。

議案の9ページをお願いいたします。

第10号議案 平成27年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について

平成27年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算の会計予算を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

1ページをお願いします。

歳入歳出予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ588万円と定める。

これは平成26年度当初予算に比べ、1,470万円の減額となっております。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。

歳入からご説明いたします。6ページ、7ページをご覧ください。

1款 事業収入は前年度より4万3千円増額し、159万8千円を計上しております。

2款 分担金及び負担金につきましては1千円を計上しております。

3款 繰入金は、前年度より744万3千円を減額し、427万9千円を計上しております。

4款 繰越金、5款 諸収入はそれぞれ1千円を計上しております。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

1款 総務費は、前年度より4千円増額し、319万3千円を計上しております。

主な支出としては、11節の需用費は、修繕費などで163万7千円。

12節の役務費につきましては、水質検査の手数料などで120万7千円を計上しております。

3款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので、223万7千円を計上しております。

以上で、第10号議案 宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより第10号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 第11号議案「平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、第11号議案について説明をさせていただきます。

議案の10ページをお願いいたします。

第11号議案 平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について  
平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

平成27年2月18日 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生

平成27年度予算におきましても、国庫補助事業である水道事業広域化促進事業及び生活基盤近代化事業を活用し、畠町配水地築造工事及び地島浄水場の築造工事の完成を予定しており、更なる水道水の安定供給に努めることとしております。

それでは、1ページをお開きください。

第2条で「業務の予定量」を定めております。

年間総給水量は1,253万8,200m<sup>3</sup>を予定しており、0.1%の伸びを見込んでおります。

主な事業といたしまして、老朽化しました、水道管の布設替を行う一般改良事業費といたしまして7億2,145万円、新規の水道管布設等を行う拡張事業費としまして7億9,025万円を計上させていただいております。

第3条及び第4条につきましては、後の事項別明細書で説明させていただきます。

第5条では企業債について定めております。限度額は3億9,540万円としております。

次に、3ページですが、

第6条 一時借入金の限度額につきましては、起債と同額の3億9,540万円としております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる項目について定めております。

第8条 議会の議決を経なければ、流用することのできない経費につきましては、職員給与費としております。

第9条 他会計からの補助金につきましては、それぞれ関係市から水道会計に補助を受ける金額について、上げております、金額は、5,117万3千円でございます。

第10条 たな卸資産購入限度額につきましては、緊急に必要とする水道施設の修理資材や量水器等について、備蓄のための購入限度額を定める旨の条項でございまして、限度額は4,297万7千円としております。

次に、予算に関する説明について、5ページをお開きください。この5ページから8ページまでは平成27年度予算の実施計画について記載したのですが、23ページ以降の、事項別明細書により説明を申し上げますので、内容については省略させていただきます。

次に、9ページの予定キャッシュフロー計算書ですが、貸借対照表や損益計算書と併せて、経営状況が明示されるもので、最下段「資金期末残高」の金額29億9,786万円余は、16ページ及び17ページの予定貸借対照表の資産の部 2 流動資産、(1)現金預金の額と一致しております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。給与費の明細を掲げております。

まず、1 総括ですが、平成27年度と平成26年度の職員数と給与費等について比較しております。

次の12ページから15ページにかけては、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を掲載しております。

16ページ、17ページをご覧ください。

平成27年度当初予算ベースにより決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載しております。

資産合計、負債・資本合計それぞれ367億7,877万2千円余を予定しております。

18ページ、19ページをご覧ください。

平成26年度決算見込みによる、平成26年度末、予定貸借対照表を掲載しております。

資産合計、負債・資本合計それぞれ360億468万6千円余を予定しております。

20ページをご覧ください。平成26年度決算見込による予定損益計算書を掲載しております。

当年度純利益として4億4,509万3千円を予定しております。

21・22ページをご覧ください。注記を掲載しております。財務諸表を作成するための基準及び手続きを掲載しております。

続きまして、事項別明細書の説明に入らせていただきます。

23ページをご覧ください。主なものにつきまして説明をいたします。

収益的収支の収入の部ですが、1款 水道事業収益については、32億6,657万8千円を予定しております。

1項 営業収益、1目 給水収益については、25億6,598万1千円を計上しております。

2目 受託工事収益は、宗像市が負担する道路舗装工事代金として4,000万円を計上しております。

3目 その他営業収益は、手数料等で1億2,737万2千円を計上しております。

この内、2節 手数料は、下水道使用料等徴収事務手数料で、1億2,020万円2千円を計上しております。

2項 営業外収益は、5億3,322万4千円を計上しております。

この内、3目 加入金は、水道利用加入金として、1億5,208万6千円を計上しております。

24ページをご覧ください。

8目 長期前受金戻入は、3億6,325万5千円を計上しております。

これは、予定貸借対照表の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益としたものです。

9目、引当金戻入益は、退職給付引当金戻入益等で167万3千円を計上しております。

年度末要引当額を収益としたものでございます。

25ページをご覧ください。

収益的収支の支出の部ですが、1款 水道事業費用は、28億5,559万6千円を計上してお

ります。

1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は、8億2,966万3千円を計上させていただいております。

この内、16節 委託料でございますが、浄水施設の運転管理業務委託料等で、2億1,051万2千円を計上しております。

32節 受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団分でございまして4億474万1千円を計上しております。

受水量につきましては、北九州市から1日当たり1万m<sup>3</sup>、福岡地区水道企業団から1日当たり2千400m<sup>3</sup>受水する予定でございます。

2目 配水及び給水費は4億3,887万6千円を計上しております。

この内、16節 委託料として、漏水修理業務等で1億5,316万7千円を計上しております。

26ページをご覧ください。

20節 修繕費として、配水管及び付帯設備等で1億9,660万2千円を計上しております。

3目 受託工事費は、宗像市が負担する道路舗装工事費として、収入の部の受託工事収益と同額の4,000万円を計上しております。

4目 総係費は、3億3,557万3千円を計上しております。

27ページをご覧ください。

16節 委託料として、料金システム関連経費及び収納関連の外部委託等で1億4,094万3千円を計上しております。

5目 簡易水道事業債は、地島簡易水道事業の経費780万2千円を計上しております。

28ページをご覧ください。

6目 減価償却費は10億5,405万9千円を計上しております。

7目 資産減耗費は、6,205万7千円を計上しております。

2項 営業外費用は、8,006万6千円を計上しております。

このうち1目 支払利息で7,780万7千円を計上しております。

3項 特別損失では、4目 過年度損益修正損で、250万円を計上しております。

29ページをご覧ください。

資本的収支の収入の部でございます。

1項 1目 建設改良費等の財源に充てるための企業債は、水道施設整備に係る財源として3億9,540万円を計上しております。

2項 1目 負担金及び寄附金につきましては、関係市からの消火栓設置費負担金等で1,051万円を計上しております。

3項 補助金でございます。5億786万5千円を計上しております。

1目 国庫補助金でございますが、広域化促進事業等で4億4,271万円6千円。

2目 他会計補助金は、企業債の元金、及び簡易水道事業経費にかかる宗像市からの補助金4,899万円7千円を計上しております。

3目 県補助金は、企業団創設当時に借入れた建設利息債の元金償還の2分の1が交付される福岡県の水道広域化事業補助金で1,615万2千円を計上しております。

4項 1目 出資金は、企業債の元金及び広域化促進事業の建設改良費にかかる関係市からの

出資金と福岡地区水道企業団への関係市からの出資金で3億6,055万1千円を計上しております。

30ページをご覧ください。

資本的支出では、1項 一般改良費で、13億990万9千円を計上しており、この内、

4目 浄水施設費として、地島簡水場更新事業で3億9,169万8千円。

6目 配水施設費として、老朽化した配水管の布設替事業等で7億2,145万円。

8目 事務費として、16節の配水管布設替測量設計等委託料、及び30節の下水道共設にかかる費用や派遣職員負担金などで1億9,130万1千円を計上しております。

31ページをご覧ください。

2項 拡張事業費は、8億471万5千円を計上しており、1目 施設整備費として

畦町配水地築造、新規の配水管布設工事等で7億9,025万円を計上しております。

次に、3項 1目企業債償還金については、3億736万円を計上しております。

4項 1目 国庫補助金返還金は、平成26年度の国庫補助金にかかる消費税及び地方消費税相当分として、3,565万3千円を計上しております。

5項、1目 出資金821万7千円は、福岡地区水道企業団への出資金のため、関係市から受け入れた額をそのまま計上しております。

北九州市との水道事業の包括委託に向けての説明の折に、包括委託の準備経費について、説明を行うようにとの指示を受けておりましたので、別紙のとおり取りまとめております。

順に沿って説明をさせていただきます。

収益的支出です。

1 水道事業費用 1 営業費用に配水及び給水費、16 委託料。

業務を引き継ぎ委託料としまして3,730万円を計上しております。

これは平成28年度から実務を行うキーパーソンとなる人に、平成27年4月から、事務組合事務所内で、引き継ぎ業務を行う費用で、それが3,110万円を計上しています。

内容につきましては、浄水場施設の管理、給配水管の維持管理、給水装置の受付審査、更新工事、管工事の管理・監督、支払いシステムの構築などに携わる者で、業務マニュアルの作成や、事務組合と北九州との連携を考えています。

併せて、支給材方式の導入に伴い、業者などへの説明を予定しております。

また、会計システム導入にかかります経費としまして、620万円を計上しています。

次に、ソフトウェア整備業務で、5,130万円を計上しています。

これは、支給材料システムの構築費用3,420万円、支給材を導入した積算システムの導入経費、1,130万円、水道メーター管理マニュアル作成費他で、580万円を予定しております。

次に、積算システム保守業務につきましては、支給材料を導入した積算システムの年間保守費用で、350万円を予定しております。

30 負担金につきましては、施設課職員人件費負担金としておりますが、準備作業として、北九州市の職員2名の人件費の負担金です。

平成28年度以降も引き続き、事務組合で監督員として配置予定の係長1名及び職員1名で、現在施設課工務係関係業務に携わっている方の負担金です。

4 総係費です。

14 印刷製本費としまして、26万7千円を計上しています。

これは、平成28年度から、事務の委託に伴いまして、水道料金の請求者が事務組合から北九州市に変更になることから、市民への説明周知にかかりますお知らせチラシの印刷費です。

16 お知らせチラシの配布委託として、21万1千円を計上しています。

これは、先程説明しましたお知らせチラシの配布にかかる経費でございまして、メーター検針員さんに委託する経費でございます。

30 負担金 料金システム改修等負担金としまして、278万8千円を計上しています。

これは、組合の料金システムを北九州市においても、使用できるようにする北九州市のシステムの改修経費及びLAN回線整備費用です。

営業課職員人件費負担金 437万5千円です。

準備作業としまして、北九州市係長1名、職員1名の四半期分3カ月分の人件費です。

資本的支出 23 工事請負費 支給材料置場整地工事 287万3千円、支給材料置き場築造工事 2,300万円。

これは、本館の北側になりますが、汚泥の天日乾燥を行っている場所を整地し、支給材料の置き場として、建築するもので、建坪にしまして、約200m<sup>2</sup>の鉄骨スレート葺きで計画をしております。

以上が、平成27年におきまして、北九州市へ水道事業包括委託に関する準備経費の概要でございます。

以上で、平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○吉田議長

これより質疑に入ります。

水道事業会計につきましては、一括で質疑を受けたいと思います。

はい。どうぞ。6番、米山議員。

## ○米山議員

6番、米山でございます。

今、御説明いただきました、包括業務にかかる準備経費、昨年、協会で御提示いただいた金額は、準備金として1億3千万円だったということですが、実際出てきた金額は、1,000万ふえた理由は何でしょう。

## ○吉田議長

花田事務局長。

## ○花田事務局長

今まで勉強会等でお伝えしてきました数字は、1億3,600万円ほどで説明をさせております。

今回、掲載しています数字は1億4,300万円、700万余りの差がございます。

これにつきましては、大きくは、先ほど説明しました4の総係費の営業の料金収納業務にかか

るもので、今回の包括業務の中に、水道料金徴収業務を含めるか、外すか、現在協議を行っている段階です。勉強会で提示させていただきました1億3,600万円につきましては、水道料金徴収業務を包括業務に含めないことで、提示させていただいた額です。

ここで言う4の総係費 約三つ26万7千円、21万1千円、278万8千円、合計330万円弱ほどですが、この330万弱と、二つ上の積算システム保守業務を導入させていただいて、運用していくわけですが、年間保守委託業務の費用を含む計上漏れがあったということから、合わせまして、約700万円の数字が前回提示させていただきました数字と異なっております。

以上でございます。

#### ○吉田議長

米山議員。

#### ○米山議員

そういうところの協議が整わない段階で、1億3,600万。

その協議が整わない段階で、次年度には準備金としては、我々に数字を提示されたということですか。

#### ○吉田議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

そこで説明させていただきました数字は、あくまでも概算という形で計上させていただいたと思います。

また包括委託業務の協議については、日々進めている中での協議段階での数字を概算であらわしておりますので、今、上げている数字が正しいという形でご理解いただきたいと思います。

#### ○吉田議長

他にありませんか。

5番、杉下議員。

#### ○杉下議員

5番の杉下です。

今度の包括委託した後のいろいろなシステムの補修費と、現在やっているシステムでの補修費比較したときに、増えるのか減るのか。

違うのであればどれぐらい違うかと教えてください。

#### ○吉田議長

占部営業課長。

## ○占部営業課長

営業課長占部でございます。

営業課の分を説明させていただきます。

営業課の料金システムにつきましては、最終的には、北九州市のシステムを使用することになりますが、事務組合のシステムと更新時期が違っています。

そのため平成27年度に今北九州市のシステムに改修をかけると膨大な費用が発生するために、北九州市のシステムの時期の更新時期が平成32年度になりますので、そこまでは事務組合の料金システムを使用することにしています。

先ほどから局長が説明しておりましたように、昨年の1億3,600万から700万ほど増えている営業課のシステム分270万ほど増えておりますけれども、昨年の時点では、その辺の協議をしておりました関係で、はつきりと金額がわからないということで、計上をしておりませんでした。

この協議が整いましたので、270万円を計上させていただいています。

包括業務委託後は、事務組合に北九州市の上下水道局の営業課の職員が勤務しますが、北九州市の上下水道局においても総括事務を行います。

この費用は北九州市の料金システム内に事務組合のデータを取り込むために、北九州の料金システム一部回収する費用でございます。

先ほどの保守の経費はどうなるかということでございますけれども、今のところ先ほど言いましたように、平成31年度末までは、こちらの料金システム使いますので、補修の費用は変更ございません。

## ○吉田議長

谷口施設課長。

## ○谷口課長

施設課長、谷口です。

1点、積算システムの点検業務について、350万円を年間で上げていますけど、今現在、事務組合の分が、200万円で契約しています。

150万円ぐらい増える予定になります。

## ○吉田議長

杉下議員。

## ○杉下議員

そうしましたら、以前あった10月の勉強会で新たに発生する経費として、包括業務は、委託の諸経費として上がっていた7,600万とは別に、システムの保守費がかかってくるとしていいですか。

## ○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

ただ今説明しました費用の278万1千円は、平成27年度、営業課料金システムにつきまして、北九州市のシステムに取り込むための費用で、北九州市のシステム改修費でございますので、平成27年度一回限りしかかかりません。

先ほども申しましたように平成28年度から平成31年度までは料金システムは、宗像地区事務組合の料金システムを使いますので、保守費用等については、こちらで今使っている保守は、包括委託後も費用の変更はございません。

○吉田議長

杉下議員どうぞ。

○杉下議員

料金システムはわかりましたが、150万円ずつ、増えるといわれている分は、この7,600万円と別にかかると思っていいですか。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

事務経費の中から別という形になると思います。

○吉田議長

ほかに。花田議員。

○花田議員

25ページ原水及び浄水の委託料について質問します。

この分が前年度に比べて2,200万円ほど増えていますが、その内訳を見していくと、運転操作業務が700万円減っています。

それ以下の業務が増えてきています。

活性炭のところが、2,200万ほど増えているのですが、これは今回の北九州への包括業務委託と関係あるのかどうかということと、この増減の理由の説明をお願いします。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

この中の委託料の例えは活性炭入れかえ業務が増えていますが、これは北九州の包括業務委託

とは全く関係ありません。

活性炭というのがこちら後方のブルーのカバーの下にありますけど、8つあります、2年に1回取りかえが普通なっていまして、4池ずつ、変えるという形になっていますけど、前年度あたりは、2池しか替えていませんので、通常4池替えると、この金額に増額なってしまいます。

○花田議員

はい。

○吉田議長

はい。13番、花田議員。

○花田議員

それ以外は、どういうような理由でしょうか。

前年度予算と比べると。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

主なところは、もうこの予算計上のときに随意契約で今契約していますけど、契約金額に近い数字を上げたという形になります。

それとその下の脱水汚泥処分は、機械脱水機を昨年取り入れまして、現在機械脱水機の汚泥を出していますけど、長年天日乾燥で、仮設の天日乾燥所をつくって汚泥を乾燥していますけど、そういうのを、今年から来年ぐらいにかけて、全部出さないといけない、溜まってきた汚泥の処分とかです。

そういうのが入っていまして、ここに上げている分の委託料に関しては、北九州市への包括委託に関して増減があったものはありません。

以上です。

○吉田議長

9番、石松議員。

○石松議員

9番の石松です。

予算書の23ページ、収入のとこですが、ここでは水道使用量が25億6,200万円余ありますが、これは前年度当初予算よりも670万円増なのですが、それに比べて、水道利用加入金が、1億5,200万円強あります、前年度比較して約6,000万円強なのです。

ですから加入金が増えるということは、福津の日蒔野が開発されて、恐らくこの辺がどっと広がっていくのだと思われますが、それに比べて、この水道等使用料がちょっと少ないような感じがみうけられるのですけど、それについて、御説明ください。

○吉田議長

占部営業課長。

○占部営業課長

水道料金収入につきましては、毎月水道料金徴収実績を集計しておりますが、昨年、先ほどの補正予算のところでありましたように、水道料金が、平成25年と26年を比べますと、夏場に減ったということでしたけれども、12月の時点での徴収実績ということで算出しております。

結果、平成27年度も宗像地区それから玄海地区と、地島地区、大島地区と伸びが余りないということでございます。

ただ、福間地区につきましては、先ほどから、話がありますように、駅南の住宅増ということで、こちらにつきましては、料金収入の試算する時点でアップ率が高くなっています。

○吉田議長

石松議員

○石松議員

水道加入件数の今後の見込みを教えてください。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

施設課長の谷口です。

補正のときに若干説明させてもらいましたが、今年度補正で大体1,200件ということで説明させていただいたと思いますけど、来年度の予定もほぼ、1,200件をという形で予算計上させてもらっています。

内訳としては、3分の2が福津ぐらいで、3分の1が宗像という考え方を持って入れております。

さきほどから説明していますように駅東のURの関係で、福津が増加の6、7割、残りが津屋崎地区、その他という形で予定しております。

○吉田議長

ほかにございませんか。11番、末吉議員。

○末吉議員

まず予算書の全般的なことをお聞きしたいと思いますが、これだけの水道事業会計の当初予算に当たって、確かに今回包括業務委託関係の資料を細かく出していただいて、なるほどこの中に、この金額の中にこれが入っているのかというのが、はじめてわかります。

例えば、収益的支出の配水及び給水費の中の委託費の中のその他委託費が9,200万計上され

ていて、うちの一部が、書いてあります。

あるいは、その負担金の入件費分として、5,638万6千円の中のうちの1,750万円が、その部分だと。

見ると、確かに企業会計ではあるけど、当初予算の中で、予算書そのものは款項目別にきちっとして、今年度予算が一体どういう事業をやって、どういうことをやるのかっていうのを本当に議会で議論してもらおうと思えば、やはりこの当初予算説明資料というのはもっと詳しくあっていいと思います。

いつも例に出していますが、水道企業団議会のときに集中管理費のですね、パネルを更新すると、10億の予算がぽんと出て、説明資料一切なしで議論してくださいって、予算資料の中に当初予算に出てきたことがありました。

当時の議長が、ちょっと待ちなさい、10億の事業をやるのに、説明書類一つの提出せずに議会に何の議論をしてもらおうと思っているのかと非常にきつく指摘をされまして、その後詳しい資料が議会に提示されました。

そのようなスタンスが事務組合議会の議会審議に必要だと思います。

例えば、資本的支出のところで、本年度でしたら、30ページ。

浄水施設費で工事請負費 3億9,169万8千円計上しています。

この費目の中は一体、今年度、どういう事業しようとしているのかという資料が一つもありません。

それから、6目 配水施設費で、工事請負費が7億2,145万円もあります。

例えば、今年度は、敷設替えのルートについては、例えば図面一つあり、福津市がこのような幹線道路の敷設替えを実施します。宗像市についてはこのような地域で実施します。その延長が幾らで、総事業費が幾らだと優先順位が、担当課で考えているのだったら、前期7、8月までにはこの地域から始めていて、順次こういう行きます。それがやはり事業の全体像だと思います。

残念なことにそういう説明資料が、実はこの事務組合議会の中で、これまで指摘要求されない限り出たことがないのです。

これはそれぞれの自治体の企業会計部分でも、必ず議論されるところなのです。

そういう資料を資料要求として、議会からあった場合、出したりしますけども、要は議会にもっともっと今年度の事業、この予算について議論をしてもらうというスタンスの立場で、予算資料をつくるべきだと思います。

その点についてどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

それから具体的には今日、渡された資料の中で、委託の業務引き継ぎ委託料の入件費分として3,110万円、会計システムの構築で620万円、計上されています。

特に、この入件費分として、業務引き継ぎに関する北九州市水道協会に対する入件費負担を委託料の中に計上されておると思うのですが、これを委託する場合の委託契約というのはどういう形になるのでしょうか。

要はその包括委託そのものは北九州市との間で、今後やっていくという議会との本事務組合との契約になります。そのようなときに、北九州市水道協会に対する入件費を委託費で出すということはどういうことなのかを、ちょっと説明してもらいたいと思います。

本来なら、事務組合は北九州市との間で委託契約を結ぶわけですから、その入件費分は明らか

に負担金です。市の職員に対する負担金と同じように、引き継ぎに要する人件費分として計上をすべきではないかなと思うのですが、そこの違いなぜなのかも含めて、ご答弁願います。

○吉田議長

谷口施設課長。

○谷口施設課長

まず工事に関してですが、大物に対しては、昨年の畠町配水地の築造の説明、それと大島関係の膜ろ過設備の布設の際にしております、2年またぎということで今回割愛させてもらっています。

ただ、今、指摘のとおり、補助事業を10億近くこれからもやっていきますし、当然そういうところであれば、前年度にちゃんと厚労省の方に補助申請等をして、大体の大半、どういうところをどれぐらいあるというのは持っていますので、これからなるべく資料を出して、説明していきたいと思います。

○吉田議長

2点目。はい、安部次長。

○安部次長

はい、27年度の準備経費につきまして、ご質問がありました委託料についてですが、今例えば3,730万の水道協会ということでお話をありましたが、ここら辺が今回正式な事務の委託という前の準備の段階でのこととなりますので、北九州市と準備のための委託契約を結ぶとなると思います。

その内容はここに書いております。協会内の人件費分としては、積算はしておりますが、契約の相手としては北九州市とします。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

相手が官で出す場合には、ここでいう負担金の形に、ならないでしょうか。

宗像市の場合も、例えば、配水管の布設工事を委託する場合は、資本金の工事請負費で計上しています。収益支出のとこに置いては、国、人件費、人に関して、おそらく負担金になるのではないかと思う。

委託という形だから、北九州の水道局が準備のために、人材を派遣するに当たって、市の職員ではなくて、水道協会の職員を派遣することもあり得ることです。

あり得ることですけど、ここは2種類、計上をしています。そこは少し違うのではと思います。

事務組合としては、あくまでも北九州市水道局との間で準備作業もやりますという基本協定を結んでいるわけですから、そうではありませんか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

相手の事務レベルと私たちの事務レベルとの協議の中では、一つの委託契を結ぶべきではないかということで、調整話では済んでおります。

委託契約という形ではございますので。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

その話になると、基本協定そのものの存在が危うくなるのです。

今までずっと求めてきた、技術力を確保するために、北九州の技術力を事務組合でいかしましようという立場だったら、直接、北九州水道協会との間で、そういう委託契約が可能であれば、あえて規約を取り交わしたりする必要を官官である必要性はないわけです。そのこと指摘しています。

だから、言っているのはわかりますか。

○吉田議長

はい、安部次長

○安部次長

今回の地方自治法に基づきます事務の委託と、委託契約との違いは、事務の委託につきましては水道技術、水道運営上の責任がすべて北九州市にあるということになります。

通常の委託につきましては私たちが業務をお願いして、対価といいますか、人を派遣したという対価としてお支払いするというような通常の民法上の契約ということになりますけども、事務の委託は、責任を北九州市がすべて持つということになる、つまり水道事業を運営するので、全く違います。

責任のあり方に違いがございます。

○吉田議長

永尾参事。

○永尾参事

先ほど全体説明で申し上げました、北九州市と最初に事務の委託の規約でもって、議会で議決してもらいます。

その後に契約の仕様書にかかるような内容のものを実施細則でつくります。

こちらも議会で説明していくわけなのですが、今ここに事務経費として載せている協会の名前

は、事務の部分的な委託を北九州市から委託を受けて協会が行います。事務引継の委託内容については、乙組合は、委託先の北九州市と契約を結ぶ予定でございます。

それと、実施細則と、平成27年度中の事務引き継ぎの関係は、別に考えていただいて、実施細則が表になるわけでございますが、この事務の引き継ぎに関しては、最初から申し上げていますとおりに、北九州市との契約になります。

ただ実際に入ってくる、ここをとりまとめる北九州上下水道協会の職員が入ってくる方が、業務がすんなり引き継げるものと考えております。そちらの職員ばかりではございません。

一応、こういう名称を出させていただきました。

#### ○吉田議長

末吉議員。

#### ○末吉議員

この問題に、あまり時間を取りたくないのですが、今の説明ですと、基本協定の中にあります  
が、準備にかかる費用は、事務組合が負担しますとわかります。

準備に係る人件費等については、当然北九州市との間の契約になるでしょう。

そうなると、何でここに協会の人件費がうちの予算書の中に計上されるのですかと。

そこは明らかに矛盾です。

北九州市がそれを今事務組合から準備期間のために必要な人材を派遣するのに、市の職員を派遣するのか、あるいは、上下水道協会の職員を派遣するかの問題であって、うちの事務分野への予算書の中にこのような形で計上されていたら、北九州市へ包括委託しなくとも、水道協会と直接委託契約できるものならば、それをしたほうがよりシンプルで、うちの議会の権限も、増すことがあります。

その部分を本当にわかって、こういう形で出されているのが不思議でならない。

#### ○吉田議長

永尾参事。

#### ○永尾参事

申し訳ございません。

掲載の仕方が、不適切だったということは否めません。

北九州市が入って事務引き継ぎを行うということになります。

#### ○吉田議長

ほかに。 7番福田議員。

#### ○福田議員

私も、包括委託業務準備経費からちょっと一ついいですか。

資料1の1を見る限り、私も細かいところはよくわかりませんが、私は以前、エンジニアだっ

たというバックグランドからして、ソフトウェアの整備業務というのは、予算額にすこし違和感を感じています。

北九州市で今、使っておられるシステムを宗像で使うとすれば、ある程度のベースがあるって、0からつくるソフトウェアではないとすれば、このソフトウェアの整備業務の予定額というのは、大きいように感じます。

もう相手の言いなりになってこれだけかかりますからということでそのまま予算計上された、若しくは、この宗像地区事務組合の中で、この辺のソフトウェアをある程度技術的にソフトウェアの内容がわかつて、この額が妥当なものかというこのソフトウェア業務の内容を精査できる方がおられるのか、いればその方がきちんと精査をされたのか、この額を検証しているかどうかをお聞きしたい。

#### ○吉田議長

福田議員。

この中で具体的にここはどうかということもあわせて質問されたらいかがでしょうか。

#### ○福田議員

細かいところはいいませんが、このベースについて、今回ソフト面を0から開発するのではないので、この額がいささか私にとっては、高いなという感じを持ちましたから、そういったところをきちんと内容を精査された上で、この額が妥当だということで、あちらの方にお支払いなのかと。その辺を精査されたかどうかをお聞きしたい。

#### ○吉田議長

谷口施設課長。

#### ○谷口施設課長

施設課長の谷口です。

今ご指摘の部分で、中身のソフトウェアの細かいところを精査する、技術力のある人間は、今現在おりません。

それで、中身が大手の日立だと思うのですけど、大手になると、なかなかその辺の融通がきかない、つまり小回りがきかない。

北九州市も見積もりすれば、それをそのまま採用するような非常に難しいような会社なので、当然これくらいはもう仕方ないのかなということで、のんでいます。

うちも実際、下の中央管理室なんか安川電機が全部コンピューター関係をやっていますが、日立と比べると大分、格付とは違うのですが、それでもかなりの金額、平成24年度に中央監視の統一などやりましたが、それでもやっぱり数千万の金額が計上されてきてますので、うちの場合でも競争入札しても、ソフトの中身を使う部分は、もうそのメーカーでしか使えないで、よそも一緒に入札に入りますけども、金額が落ちることは、改造の場合は、ほぼない。

新規構築する場合はですね、いろいろなメーカーがでてきますので、かなり値引きというのにはあります、一部改造というのが非常に割高になるというのをご指摘のとおりだと思います。

○吉田議長

ここでお諮りしますが、まだ質疑のある方。

○吉田議長

はい、末吉議員。

○末吉議員

質疑ないようですので、質疑終結する前に、水道事業包括業務委託に関する準備作業の関連予算を凍結すること求める附帯決議を動議として提案したいと思います。

○吉田議長

ここで、第11号の議案に対し、附帯決議案を提出したい旨の申し出がありました。

この動議に賛成する方、起立お願いいたします。

動議に賛成者が2名おりまして、これはお受けすることにいたします。

ここで暫時休憩といたします。

4時まで休憩いたします。

《 休 憩 》

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

今動議が提案されました第11号議案の進め方について、提案者である11番議員の末吉議員から提案説明を受けて、11号議案の附帯決議案の質疑討論採決を行い、次に、第11号議案の原案の討論と採決を行います。

11番議員、末吉議員。

○末吉議員

本予算に対する、水道事業包括業務委託に関する準備作業関連予算を凍結すること求める附帯決議を提案いたします。

宗像地区事務組合議長 吉田益美様

提案者 組合議会議員 末吉 孝

賛成者 組合議会議員 米山信氏

賛成者 同じく組合議会議員 杉下啓恵氏であります。

提案理由を朗読させていただきます。

水道事業包括業務委託を北九州市との間で行うという昨年11月7日の基本協定に基づいて、本年度水道事業会計当初予算に北九州市への水道事業包括業務委託業務にかかる準備経費が計上されております。

本、包括委託業務については、議会の十分な審議を得たとは言い難く、福津市議会の解散を経

た現在の新しい組合議会において十分な審議を経た後に予算執行すべきと考えます。

こういうふうに提案理由を書いた背景なのですが、昨年、3度にわたり、全員協議会等含めて勉強会という形で、この問題が議題に上がり確かに議論をしてきました。

その際に私自身も当初議長に対して要求したと思うのですが、本事務組合の存続、根幹にかかわること、あるいは市民の貴重なライフラインである水道供給事業にかかわることであるから、本事務組合議会としても、調査権をともなう特別委員会の設置をしてまで、議会審議をすべきだと。なぜそのように思うかというと、いろんな質問してもそれはまだ検討中ですとか、あるいはいろいろな問題の疑問が、解決されてこなかったということが背景としてあります。

その部分的なものについて、私は、午前中の一般質問の中でも、取り上げたところです。

そういう中で新しく、宗像市も昨年11月に議会構成、人事が変わりました。

福津市も議会改選を経て、この議会で、しっかりとこの問題について、議会の調査権をもった特別委員会の設置まで考えて調査すべきだという提案理由であります。

それでは附帯決議案を朗読させていただきます。

水道事業包括業務委託に関する準備作業関連予算を凍結することを求める附帯決議案

北九州市への水道事業包括業務委託に関しては、福津市の改選を経た現在の新しい事務組合議会において十分な調査・議論を行った上で執行されるべきである。

よって包括業務委託に関する準備作業関連予算について、議会の同意形成を得るまで凍結することを決議する。

平成27年2月18日

以上です。

## ○吉田議長

これより第11号議案の附帯決議案の質疑に入ります。

9番石松議員。

## ○石松議員

今この附帯決議提案理由を見ていますが、いささか私は戸惑っております。この文面3行のところには、包括委託業務については議会の十分な審議を経たとは言いがたく、福津市議会の改選を経たあとの組合議会において十分な審議を経た後ということを書いております。

確かに昨年末に福津市議会におかれましては、改選がございました。

しかしながら、今ここに8名の福津の議員さん方は入っていますけれども、その中で全くこの組合議会が初めてということは、それは私が知っている限りは一人だと思います。

磯野議員は、もう7期もされた大先輩の議員です。

それを一つの理由ということでここに記入されています。

福津議会が新しく改選された、その新しいメンバーでもう一回議論をするという。

これは、例えば福津議会の新しい方からの提案であれば私はわかります。

しかしながら、これを末吉議員のような大先輩の議員が提案をする。

それ以外の福津の議員以外はもう私も含めて、この議会でもいろいろと全協、勉強会等々で勤めて勉強してきたと思っています。

にもかかわらず、このタイミングで末吉大先輩から、先送りという表現がいいかどうかわかりませんが、このような予算執行については、もっと議論をすべきだということを理由にされています。

いささか私は違うのではないかとすこし戸惑っております、それが本当に理由なのかということを少し確認させていただきたいと思っております。

#### ○吉田議長

どうぞ、末吉議員どうぞ。

#### ○末吉議員

ご本人が戸惑っておられるか、内心までわかりませんけれども、提案理由は、議会としての調査権ももった、しっかりととしたこの特別委員会も設置するような内容であるということを指摘して、例えば、執行部で不明な点があれば、議会として調査権も行使できるような、調査審議を経た後に、執行すべきだという意味合いで言っております。

私は事務組合が長い、短いは関係なく、事務組合議会として議論すべき項目がまだまだ不十分だと、提案提起の中で言っているわけですから、それについて私がベテラン議員であるかどうかというのはいささか違います。以上です。

#### ○吉田議長

ほかにございませんか。

础野議員。

#### ○础野議員

12番の础野でございます。

この文章を読みながら、これ私に対する提案かなと、一理いたしましたが、実は私も4年前には、このメンバーの中の1人として、いろんな議論やらしていただきました。ただ4年間のブランクがありましたので、福津市の新人議員教育がございまして4名の中の1名で私もその中に入らしていただきながら、全員協議会でやった資料をいただいて、充分に詳しい内容を勉強していました。この中身を見るとすべてわかりました。

なるほどということで、私も理解をしながら納得いたし、そういう教育を受けてきておりますので、あえてこの中の新しい議員でありますけれども、差別をしないでひとつ素直に進行していくだくといいかなと思っております。

したがって、この文書からして私に対する対抗意識の文書かどうか見解を求めたいと思います。

#### ○末吉議員

提案理由でも言いましたように、新しい議員がいるから、再度徹底論議をしなければいけないと言っているのではないです。

宗像の議員も従前の改選以前から新しい議員がいて、そういう議員が3度の勉強会してきたけれども、あくまでも勉強会であって、議会の調査権を付されたような徹底した調査審議はやっぱり

不十分だという点を指摘しているわけあります。

そういう意味では、砲野議員のことをそういうふうに思っているということは、1ミリたりともありませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

#### ○吉田議長

ほかにございませんか。

8番、永山議員。

#### ○永山議員

そのような動きがございませんということを何度も言われてはおりますけれども、福津市の改選を経てこられた、新しいと言うと砲野議員と吉水委員なのですが、砲野議員は、一期生とは言ってももう7期目で、吉水議員も初めてだからと緊張しながら勉強しながら臨んでいます。

勉強の機会ですか、新規の機会が足りないとは言えないと思うのです。

本当に勉強を重ねている彼女、今年の新人に対してね、それは全く失礼なことだろうと思うし、ここに福津市の改選と新しい議会とありますけど、宗像でも新しい方おられます。

福津市の一期生よりは年数があるにしても、ただそのところの差別化というのが非常に何か、福津市の議会議員も勉強しています。

そのところがすごく何かへえという感じをすこし思ったのですが、福津市は少し程度が低いとか思いなのでしょうか。

#### ○吉田議長

11番 末吉議員。

#### ○末吉議員

本論ではなくて、そういう中身での質疑をされますともう非常にもう正直悲しくなりますね。

3度の勉強会のときに、やはり議会としてきちっとした調査すべきだと言った時のそれができない背景として、11月に宗像市の議会人事改正があり、12月には福津市の議会選挙の改選があると、時間的制限を迫られている中で特別委員会の設置までは非常に難しいということが正副議長の中でありまして、そういう中で、全く宗像も福津も議会改選という人事が終わり、新しい事務組合議会議員、議会となった時点で、議会として、調査をしっかりとしましょうという趣旨ですから、誰々の議員がとか、福津の議員の能力がないとか、そういうたぐいの次元のものではないということだけはご理解いただきたいと思います。

#### ○吉田議長

はい、ここで、そういう議論、質疑は終結します。

それで、本来のこの提案が、そういう理由で提案されましたので問題になったと思いますので、ここで末吉議員も書き方をしっかりとお願いたします。

それでは、これをもちまして、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論をまず反対の意見からいただきたいと思いますが、賛成ありますか。  
はい、米山議員。

## ○米山議員

本附帯決議案に賛成の立場で討論をいたします。

水道事業の包括業務委託については、言うまでもなく、事務組合における水道事業根幹から変更する大きな政策の転換であります。

それにもかかわらず、昨年8月に唐突として議会に提示され、平成28年4月の包括業務委託へのスケジュールありきで議論が進められ、いまだ詳細にわたり課題や問題点について十分な議論がなされてない現状であると考えるところです。

この今日までの執行部の姿勢に対しては、明らかに議会軽視であるというふうに言わざるを得ないところです。

自主水源を保有していながら、なぜ包括業務委託なのか。

水道事業技術の継承やそのノウハウをなくして本当に将来にわたり禍根を残すことにならないのか、市民にとって、水道料金が安くなるなど、基本的にどのようなメリットがあるのか。

将来にわたり事務組合が保有するダム及び浄水場その他の施設はどのようになるのか。

事業者の工事の受注が通り、将来的に担保できるところも不透明な点が、多くあるわけです。

これは、この問題について、いまだ議論が尽くされたとは思われないところであります。

最も重要なことは、一旦、この包括業務委託になれば、どのように将来的にどのような事態が生じても、後戻りができないということです。

言うなれば、言い換えれば、取り返しのつかないことになってはならないということでございます。

したがって、このような重大な施策の展開については、1次予算の執行停止、スケジュールに変更が生じたとしても、議会のより深い理解と、合意形成に努め、取り組むことが重要であると考えまして、本附帯決議案に賛成いたします。

## ○吉田議長

これをもちまして、附帯決議案の討論を終結いたします。

これより附帯決議案の採決を行います。

第11号議案 平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計予算についての付帯決議案を提案のとおりに決することに賛成の皆さん起立を求めます。

(起立少数)

賛成少数であります。

よって、第11号議案の付帯決議案は否決されました。

次に、第11号議案の原案についての討論を許します。

反対意見からどうぞ。

杉下議員。

## ○杉下議員

反対の立場で討論します。

私は附帯決議をつけたかったのですが、原案で今この予算を通すかどうかということで言われるのであれば、反対な訳ですが、包括委託の一つの目的が経営の合理化という表現でしたでしょうか。

少し、もしかしたら言葉が違うかもしれないのですが、そういう趣旨のことを言われたのですが、その観点から見たときに、果たしてそうなのだろうかと、疑問を感じているからです。

特に、効果の見込みの、一つの要因として挙げられている人件費の算定の仕方ですけれども、事務組合のO Bの方とか、再任用の方とか、嘱託の方、そういう方を含めた雇用の仕方によって人件費を削減しようと、そういう考え方そのものも本当に雇用のあり方として、それがいいのだろうかということも疑問に感じています。そうすると、そこまで人件費が減らない。

そして、先ほどもシステムの保守費等を十分に試算されてない中で、全体効果額として説明を受けた2,300万円の減額が本当に保障されるのだろうかと、疑問を感じています。

先ほどは、米山議員の討論をされましたけれども、1年ごとに委託期間は1年でそれを更新するかどうか見直すと言われたのですが、一旦この準備費、1億4,000万円を使うと先ほどの減額2,300万円が保障されたとしても7年かかる。

そういうことになってしまふわけで、一旦システム改修したら、元に戻すのにどうなるのか、そんなことも考えたときに、今、慎重に判断しないで、進んでしまうことにすごく抵抗を感じます。

昨年11月に、基本協定が締結されまして、執行部からの声で紳士協定的な問題ではあるけれども軽々に破棄できる問題ではないと言われたので、判断としては苦しいのですが、この中に組合としては、この予算を本当にいいですよと認める自信がない。

そういうことで、この予算に反対します。

#### ○吉田議長

ほかにございませんか。

7番 福田議員。

#### ○福田議員

私はこの原案に、賛成です。

条件つきの賛成という形で、討論したいですけれども、私は久しぶりの組合議会ですので細かい予算の内容については、私も正直なところありますが、今回の予算の賛否については、今回の包括業務委託に関する予算があるない、そういうことが争点になっているようでございます。

そういう意味からすると私は、この業務委託については、やはり前向きに取り組んでいかないとと思っています。

予算の中に加えて、これはやはり賛成するべきだ。

無い袖は振れないという言葉があるように、市民の方が何かしてくれ、すべては、この包括業務委託、今の予算から少し経費を削減していこうというやはり合理化の延長の中で、出発点だったのではないかなと思います。

それで、やっぱり包括業務委託をすることによって、翻って見れば、市民の皆様のメリットになっていくわけでありますから、ただ、その上で、大事なことなのですが、先ほどすこし私も質

問させてだきましたが、相手の北九州市の何でもかんでも、言い値でそのままお金は出すとか、そうなると、これは宗像市と福津市の税金のむだ遣いということになってしまいますから、今後の包括委託業務に関してはそのコストについてはですね、やはりしっかりと組合の皆さんと、内容をしっかりと精査していただいて、本当にこの値段で大丈夫なのだろうかと、やっぱり北九州市にも、やはりきちんとそこは精査しながら、本当に貴重な財源でございますので、無駄遣いのないようにしっかりと管理していただくような形で進めていただくということが非常に大事だらうと思います。

それとやはりこの問題はやっていかなきやいけないけれども、やはりこの組合議員の今、今現状ではやっぱり全員賛成ではないわけですね。

やっぱり慎重派の方も今いらっしゃって、反対動議も出されたわけですから、そのことも深くやっぱり組合議員としては、組合としては重く受け止めていただいてですね、そしてこの包括業務委託についての慎重な今後の進め方、それからしっかりと内容を精査していくことをやっていただいて、そしてやはりその情報もやっぱり組合議員の我々に、しっかりとフィードバックしていただくことが、組合と組合議員との信頼関係を構築していくということにつながっていくと思います。

だから僅差でとりあえずこの賛成しましたじゃなくてやはり組合議員と、組合がやっぱり一緒にあって、この包括業務委託を成功させるように、途中でやめることはできないですから、この2月議会が今後の宗像市のこの水道事業の将来を決める運命の分かれる瞬間です。この後の採決がそれくらい重い今回の議会だったわけです。

その組合議会のことを組合は重く受けとめて、くれぐれもこの包括業務委託が、成功するように、そして、しっかりと1円も無駄にならないように精査しながら、頑張っていただきたいという要望を添えまして賛成といたします。

## ○吉田議長

ほかにございませんか。

8番 永山議員。

## ○永山議員

賛成の立場で討論させていただきます。

事務組合でのこのような議会の報告は、その都度、私どもは福津市議会に戻りまして、市議会の中での報告をさせていただいております。

それで、組合議員ではなくても、その市議会の中においても、このような審議がなされている、このような流れになっているということを知っていると思います。

組合議員の議員でなくともです。

そういう中で、唐突ではないと私は思っております。

そして説明不十分ということで、末吉議員のいろいろなこだわりは非常によくわかるのですけれども、その都度として3回も勉強会がありまして、契約のことありますとか、仕事の配分でありますとか、また、市内の業者にとっても死活問題にもなりかねないそれについても十分に配慮していただいております。

だから、どうなるのかという不安があるからと思いますけれども、何度も何度も多くの議員から同じような質問が届くということは、そこに充分に注意して、包括委託業務に臨んで欲しいという思いが、執行部の方にも、届いていると思います。

ですから、私たちは委託するところの場面には出ませんけれども、ぜひ、こういう思いを持って、臨んでほしいなという思いを持ちながら、私は、賛成とさせていただきます。

○吉田議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第11号議案の採決を行います。

第11号議案 平成27年度宗像地区事務組合水道事業会計予算についてを原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議題を全部終了いたしました。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

よって、平成27年第1回定例会を閉会いたします。

開 会 16時30分